

# 文教厚生委員会記録（第1号）

## 開会の日時、場所

年月日 令和6年1月11日（木曜日）  
開会 午前10時4分  
散会 午後4時29分  
場所 第4委員会室

総務課教育企画室長 東 哲 宏  
教育支援課長 大 城 勇 人  
学校人事課長 池 原 勝 利  
働き方改革推進課長 上江洲 寿  
県立学校教育課長 崎 間 恒 哉  
義務教育課長 宮 城 肇  
保健体育課長 金 城 正 樹  
生涯学習振興課長 米 須 薫 子  
文化財課長 瑞慶覧 勝利

## 本日の委員会に付した事件

- 令和5年第4回議会議決第1号 令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について（子ども生活福祉部及び教育委員会所管分）
- 令和5年第4回議会議決第6号 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

## 出席委員

委員長 末 松 文 信  
副委員長 石 原 朝 子  
委員 小 渡 良 太 郎 新 垣 淑 豊  
照 屋 大 河 比 嘉 京 子  
喜友名 智 子 仲宗根 悟  
瀬 長 美 佐 雄 玉 城 ノブ子

## 欠席委員

委員 上 原 章

※決算議案の審査等に関する基本的事項  
4（6）に基づき、監査委員である上  
原章委員は調査に加わらない。

## 説明した者の職・氏名

子ども生活福祉部長 宮 平 道 子  
福祉政策課長 大 石 優 子  
保護・援護課長 金 村 禎 和  
高齢者福祉介護課長 安 里 克 也  
青少年・子ども家庭課長 井 上 満 男  
子ども未来政策課長 寺 本 美 幸  
子育て支援課長 下 地 努  
障害福祉課長 普 天 間 み は る  
女性力・平和推進課長 島 津 典 子  
教 育 長 半 嶺 満  
総 務 課 長 諸 見 友 重

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教育長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和5年第4回議会議決第1号及び同議決第6号の決算2件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活福祉部関係決算事項の概要説明を求めます。

○宮平道子子ども生活福祉部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

では、子ども生活福祉部の令和4年度一般会計及び特別会計の決算の概要について御説明いたします。

ただいま、御手元のタブレットに表示をしております子ども生活福祉部歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

それでは、画面に表示されております、1ページを御覧ください。

歳入決算について御説明いたします。

令和4年度の子ども生活福祉部の歳入決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（A欄）です。339億5817万760円に対し、調定額（B欄）は、319億395万7558円、そのうち収入済額（C欄）は314億9569万1275円、不納欠損額（D欄）は3884万6752円、収入未済額（E欄）は3億6941万5531円、収入比率は98.7%となっております。

失礼しました。

調定額のところを、数字の読み間違いがあったようです。再度説明をさせていただきます。

調定額（B欄）は319億395万3558円でございます。次に、歳出決算について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（A欄）です。1161億4690万7000円に対し、支出済額（B欄）は1096億5581万6610円、翌年度繰越額（C欄）は24億7068万円、不用額は40億2041万390円、執行率は94.4%となっております。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

3ページをお開きください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は款で申し上げますと、3ページの上から3行目の（款）分担金及び負担金から5ページの下から4行目（款）県債までの8つの款から成っております。

それでは3ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計（A欄）です。337億5383万8760円に対し、調定額（B欄）は、315億8660万6324円、そのうち収入済額（C欄）は312億6479万6441円、不納欠損額（D欄）は3756万140円、収入未済額（E欄）は2億8424万9743円、収入比率が99.0%となっております。

収入未済額（E欄）のうち、主なものを御説明いたします。

同じく3ページ、上から3行目の（款）分担金及び負担金の収入未済額（E欄）5709万6847円は、主に児童福祉施設負担金に係るもので、施設入所児童及び扶養義務者等の生活困窮、または転居先不明などにより徴収困難なため、収入未済となっているものでございます。

5ページを御覧ください。

上から9行目の（款）諸収入の収入未済額（E欄）2億2602万4658円は、主に（項）雑入の生活保護費返還金に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収困難なため、収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、款で申し上げますと、（款）総務費及び（款）民生費、7ページの（款）商工費が3つの款から成っております。

6ページを御覧ください。

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の計（A欄）は1159億4257万5000円に対し、支出済額（B欄）は1095億428万108円、翌年度繰越額（C欄）

は24億7068万円、不用額は39億6761万4892円、執行率は94.4%となっております。

C欄の翌年度繰越額は、新型コロナウイルス感染症対策事業（高齢者福祉）や障害児者福祉施設等整備事業費など13事業に係る繰越額であります。

繰越した主な理由は、関係機関との調整の遅れや計画変更等によるものであります。

次に、一番右端の不用額について御説明いたします。

まず、上から3行目の（款）総務費の不用額5008万9001円は、男女共同参画センター維持修繕事業における修繕計画の見直し等による執行残等によるものであります。

次に、（款）民生費の不用額39億1331万5787円について、その主なものを御説明いたします。

（項）社会福祉費の不用額15億3644万7081円は、（目）老人福祉費及び（目）社会福祉施設費において、物価高騰対策に係る支援事業について、実績が見込みを大きく下回ったこと等によるものであります。

7ページを御覧ください。

（項）児童福祉費の不用額20億5436万5491円は、（目）児童福祉総務費において、地域子ども・子育て支援事業や保育対策総合支援事業等において、市町村実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

7ページの下から4行目、（款）商工費の不用額421万104円は、（目）計量検定費の職員費、計量検定所において、人事異動と人事異動に伴う給与及び職員手当の減等によるものであります。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の特別会計の歳入決算は、予算現額の計（A欄）ですが、2億433万2000円に対し、調定額（B欄）は3億1734万7234円、そのうち収入済額（C欄）は2億3089万4834円、不納欠損額（D欄）は128万6612円、収入未済額（E欄）は8516万5788円、収入比率は72.8%となっております。

収入未済額の8516万5788円は、主に借受人が生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものであります。

9ページを御覧ください。

当該特別会計の歳出の不用額5279万5498円は、貸付け見込みよりも、貸付け実績が下回ったことによるものであります。

以上で、子ども生活福祉部の令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○末松文信委員長 それでは、子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

○半嶺満教育長 それでは、教育委員会所管の令和4年度歳入歳出決算について、その概要を説明いたします。

ただいま、御手元のタブレットに表示しております令和4年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

令和4年度の一般会計歳入決算は、予算現額の計492億1619万5400円に対し、調定額は444億2137万2672円、収入済額は443億9864万1069円、不納欠損額は12万6000円、収入未済額は2260万5603円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は、99.9%となっております。

以下、款別に、収入済額、収入未済額の主なものについて御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料の収入済額は、47億4803万5303円で、その主なものは、全日制高等学校授業料であります。

2ページをお開きください。

(款) 国庫支出金の収入済額は、355億9570万5737円で、その主なものは、義務教育給与費、公立高等学校就学支援金、沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入の収入済額は、3億443万2円で、その主なものは、土地貸付料、土地売払代、実習生産物売払代であります。

3ページをお開きください。

(款) 諸収入の収入済額は、5億947万27円で、その主なものは、文化財調査受託金、雑入(災害共済給付金)であります。

収入未済額は、2260万5603円で、その主なものは、発注工事の談合認定に係る違約金及び延納利息であります。

不納欠損額は、12万6000円で、沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の返還金に係る時効の援用によるものであります。

(款) 県債の収入済額は、32億4100万円で、その主なものは、県立学校の施設整備に係るものであります。

以上が歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

教育委員会の合計は、(款)教育費と(款)災害復旧費の合計となります。

それでは(款)教育費から御説明いたします。

(款)教育費の決算は、予算現額の計1734億7966万3013円に対し、支出済額は1663億516万2533円、翌年度繰越額は45億2475万5328円、不用額は26億4974万5152円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は、95.9%であります。

次に、翌年度繰越額の主なものについて項別に御説明いたします。

(項)教育総務費の翌年度繰越額、6億8650万6000円の主なものは、(目)教育振興費の公立学校改築に係る市町村補助事業によるもので、市町村において工法・工期の見直し等の計画変更の内容について、関係者との調整に不測の日数を要したことなどから、やむを得ず繰り越したものであります。

5ページを御覧ください。

(項)高等学校費の翌年度繰越額、20億2161万7095円の主なものは、(目)学校建設費の宜野湾高校校舎改築工事において、埋蔵物確認に係る磁気探査が必要となったため、工期の見直しを行った結果、年度内の執行が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

(項)特別支援学校費の翌年度繰越額、3億3706万7400円の主なものは、(目)特別支援学校費の八重山特別支援学校空調更新工事が、年度内における履行が困難なことから、翌年度に繰り越したものであります。

(項)社会教育費の翌年度繰越額、14億4778万4833円の主なものは、(目)青少年教育施設費の玉城青少年の家改築事業において、支持基盤が想定より深部にあることが発覚し、工事に不測の日数を要したため、年度内での事業完了が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

6ページを御覧ください。

(項)保健体育費の翌年度繰越額、3178万円の主なものは、(目)保健体育総務費の学校安全体制整備事業において、市町村が行う送迎用バスの安全装置等の改修等について、年度内での執行が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

次に、不用額の主なものについて、項別に御説明いたします。

4ページにお戻りください。

(項) 教育総務費の不用額、5億2085万211円の主なものは、(目) 事務局費の職員給与費の執行残及び(目) 教育振興費の県立高等学校端末購入補助事業において端末購入者が当初見込みを下回ったものなどであります。

(項) 小学校費の不用額、5億5016万4035円の主なものは、教職員給与費の執行残であります。

(項) 中学校費の不用額、2億5772万6941円の主なものは、同じく、教職員給与費の執行残であります。

5ページを御覧ください。

(項) 高等学校費の不用額、7億1752万6291円の主なものは、(目) 高等学校総務費の教職員給与費の執行残及び高等学校施設改装・改修事業費において、県立高等学校施設のブロック塀改修工事における入札及び執行残によるものであります。

(項) 特別支援学校費の不用額、4億2127万370円の主なものは、教職員給与費の執行残であります。

(項) 社会教育費の不用額、6098万677円の主なものは、(目) 文化財保護費の受託事業費における会計年度任用職員に係る経費の執行残であります。

6ページを御覧ください。

(項) 保健体育費の不用額1億2122万6627円の主なものは、(目) 保健体育総務費の学校保健事業費において、学校管理下で、児童生徒が災害・事故等に遭った場合に支払う給付金について、給付実績が当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

以上が(款) 教育費の決算状況でございます。

次に、(款) 災害復旧費について御説明いたします。

(款) 災害復旧費の決算は、予算現額の計6378万1000円に対し、支出済額は0円、不用額は6378万1000円となっております。

不用額は、幸いにも学校施設において災害と認定される事例がなかったことによるものであります。

以上が教育委員会所管の令和4年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく御願いたします。

**○末松文信委員長** 教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を締結しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明1月12日、本委員会

の質疑終了後に改めてその理由の説明を求めることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の調整を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに子ども生活福祉部及び教育委員会関係決算事項に対する質疑を行います。

小渡良太郎委員。

**○小渡良太郎委員** おはようございます。

決算審査と併せて、今の沖縄県の現状の確認というところも含めて質疑をさせていただきます。

まず、子ども生活福祉部、主要施策のページに従ってやっていきたいと思うんですが、83ページの生活保護関連の事業についてですね。

県内の現況、あと、前年度比較ですね、ちょうどコロナの最終年度ということになっていると思うんですが、現況と前年度比較、あと、理由までですね、増減があると思いますので教えてください。

**○金村禎和保護・援護課長** お答えいたします。

令和4年度の状況を申し上げますと、被保護世帯数が3万1573世帯、それから、被保護人員数が3万9177人となっております。

対前年度比では、被保護世帯数が2%の増、それから、被保護人員数が1%の増となっております。

理由としましては、被保護世帯数が平成5年度以降、それから、被保護人員数が平成6年度以降、増加傾向で推移してきている状況にございますが、理由としては、高齢化の進行による高齢者世帯の増加が主な要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

**○小渡良太郎委員** 83ページ、84ページに生活困窮者の自立支援という事業もあるんですけども、今

答弁いただいた高齢化により生活困難者が増えているという説明があったので、自立支援事業とは少し違う理由があるのかなというところも理解できましたので、次に行きます。

92ページから94ページにかかる部分で、待機児童について、以前沖縄県、待機児童ゼロ、令和3年度末までかな、ゼロにしますという形でやっていたんですけれども、ちょっとかなわなかったということがありました。

令和4年度に持ち越しているんですけれども、同じく現況と、解消までどれくらいを見積もっているのかという部分と、あと、待機児童対策の効果に関してですね、教えてください。

**○下地努子育て支援課長** お答えいたします。

令和5年4月1日時点の待機児童数は411人で、前年の439人から28人の減となっており、減少は8年連続となっております。

待機児童の年齢別で見ますと、ゼロ歳児が18人、1歳児が246人、2歳児が90人、3歳児が45人、4歳児以上が12人となっております。

続きまして、待機児童の解消にどれくらいの期間が今後考えられるかにつきましては、待機児童の解消を図るためには保育士の確保が重要であると考えており、新規保育士を確保するため、この事業のほか、保育士の定着を図るため、現場のニーズを踏まえた保育補助者の配置など、業務負担の軽減や働きやすい環境を整備する事業の実施により、保育士の仕事や職場の魅力を高め、人材の確保につなげる環境づくりに取り組んでおります。

県としましては、こうした取組を一層推進するとともに、早期の待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、待機児童対策の効果につきましては、県では待機児童の解消の取組として、保育士の確保に重点を置いて進めているところです。

保育士の確保につきましては、国、県、市町村、それぞれに事業があることから、県の事業効果を指標として示すことは難しいところではありますが、保育従事者数は、実数としまして、令和3年度の1万2758人、令和4年度は1万3614人、令和5年度は1万4258人と着実に増加しており、一つの効果ではないかと考えております。

**○小渡良太郎委員** 92ページの保育提供体制強化事業に関して、執行率が70%とそんなに高くないんですが、理由がもし分かれば教えてください。

**○下地努子育て支援課長** 92ページの不用理由につきましては、保育所等において障害児保育支援員等

を確保できなかったことや雇用期間が短くなったことにより、補助所要額が減となったことによりです。

続きまして、94ページの保育対策総合支援事業につきましては、市町村からの要望により、対象施設は当初から増加したところでありますけれども、保育支援者や補助者、保育士、看護師等の配置期間が見込みを下回ったことにより、実績が減になったことにより、不用が生じております。

**○小渡良太郎委員** 今答弁いただいたんですけれども、それに向けてどのように対策を講じればよかったか、事業総括ではないんですけれども、課題点は見えてきていると思いますので、その対策というのは次年度以降どのように考えているのかを教えてください。

**○下地努子育て支援課長** 不用額の圧縮に向けた取組としましては、市町村への要望調査を次年度予算編成と併せて行い、年度末にかけて複数回行うことで確実な数字を押さえていきたいと考えております。

障害児保育等につきましては、市町村のニーズが高いところでありますけれども、なかなかその人員の確保が難しいということがありますので、その確保に向けた取組について市町村を支援してまいりたいと考えております。

**○小渡良太郎委員** 成り手をしっかりつくっていくということも非常に重要なのでしっかり反映させてやっていただきたいのと、あと、総体的な部分でゼロ歳児から2歳児の待機児童の全体に占める割合が非常に高いというのは、これ最近の沖縄——全国的にもそうなんですけれども、傾向にあるかなと思っているんですが、今、主要施策に掲げている部分については、あまり目立ったのは書かれていないんですけれども、待機児童を減らすためには、ゼロから2歳児の受皿を充実させていくということが肝要なかなと思っているんですが、それについてもコメントをいただければと思います。

**○下地努子育て支援課長** やはりゼロ、1、2歳児の受入れということにつきましても、保育士の確保が重要であること、施設においてそういう受入れ枠を確保する必要があるということがありますので、市町村に対して丁寧な利用調整を行うよう助言してまいりたいと考えております。

**○小渡良太郎委員** これは新規じゃなくて、既存保育所の拡充という部分でもやっていく必要があると思います。

もちろんやっていると思うんですけれども、ゼロから2歳児の受皿が足りないというのはもうずっと

続いて、非常に、ある意味喫緊の課題でもあるのかなというふうに捉えていますので、令和4年の決算を今後の施策にしっかり反映して、ゼロから2歳児の受皿の充実という部分をしっかりやっていただくよう要望して、次に行きます。

110ページ、111ページ、ヤングケアラーに関して、令和4年度に実態調査等を行われていたと記憶しているんですが、この調査の詳細、あと、見えてきた課題とか、課題の解決方法とかというところ、少し詳細に教えてください。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** お答えします。

県ではヤングケアラーの実態を把握するために、令和4年度に小学5年生から高校3年生までの児童生徒を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

その結果、ヤングケアラーと思われる子供が全体の5.5%、数でいきますと約7450人余りがヤングケアラーと思われる子供ということが分かりまして、その中でも、日常生活に何らかの支障が出て支援が急がれる子供が1.8%、約2450人いることが分かりました。

一方で、自身をヤングケアラーに当てはまるかというような、そういった質問に対する回答が950人余りということで、非常にかけ離れた結果が出ておりまして、このことは自分の状況が客観視できない場合がある、そういったことが想定されるという、そういう課題が現れております。

そのため、いかにこういった子供たちに気づいてあげられるか、そういった視点が重要ですので、これは福祉だけではなく、医療、介護、それから、教育、そういった関係機関のさらなる連携強化が今後ますます重要な課題となってくるというふうに考えております。

その対策としまして、令和4年度から学校や関係機関の皆さんを集めましてヤングケアラー発見の着眼点、それから、発見後のつなぎをどのようにしていくか、そういったところを理解促進していくための研修を、今年度もですが、継続して開催しているところです。

それから、令和4年度でいきますと、困難を抱える家庭を訪問し必要な支援につなぐための寄り添い支援、これは111ページですかね、次のページにありますが、そういったことも実施しているところでございます。

あと、令和5年度に関しては青少年・子ども家庭課内にヤングケアラー・コーディネーターを1名配

置しまして、学校や市町村からの相談に対応している。

そのほか、昨年10月からはSNSを活用した相談窓口を設置し、あと、当事者同士が悩みや経験を共有し合えるようなそういったサロンの場を提供する、そういったこともやっているところでございます。

今後こういった対策をきめ細かく展開していくことで適切な支援につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○小渡良太郎委員** このヤングケアラーの問題は、以前から私も自民党でも取り上げているんですけども、児童については学校側の目線だと不登校というふうな形で出るわけですし、ケアが必要な状況の親がいる、親よりもっと年が上の方がいて、所得もなかなか稼げない状況にあると。貧困に陥っていく、また連鎖のようにつながっていくというところもあって、しっかりとした支援——できるだけ100%に近い数のまず発見、どういった状況にあるのか、どういう手だてが必要なのかという前にどれだけいるのか、この110ページの課題の部分にも書かれていますけど、回答協力を得られなかった児童生徒が約6割いるとありますが、必要だったら追加で調査もしながら、まず、実態をより現実に近い形で把握をしていくということも引き続き継続をしていただきたいと思います。

子ども生活福祉部、最後になるんですけど、102ページにちょっと戻って、放課後児童クラブについて、以前から委員会でもちょいちょい取り上げているんですが、最近待機学童という言葉がよく聞かれます。この放課後児童クラブ、なかなか入れずに待っているという児童が多いというのをよく聞くんですが、待機している児童の数を把握されているかどうか、把握していたらその数と、待機学童の解消に向けた取組とかというのもやられているんだとしたら、教えていただきたいなと思います。

**○下地努子育て支援課長** 放課後児童クラブの待機児童につきましては、令和5年5月1日時点における数としまして1076人となっております。

利用ニーズの高まりにより令和4年度の665人と比較して、411人の増加となっております。その解消に向けてなんですけど、令和5年5月1日時点の県内における放課後児童クラブ数は605か所となっております。第2期黄金っ子応援プランで掲げる5年度のクラブ整備目標値であります581か所を上回っているものの、利用ニーズの高まりにより受皿の確保が

追いついていない状況となっております。

県としましては、放課後児童クラブ支援強化事業での新設の整備促進や教育委員会と連携して、学校の空き教室を活用したクラブの拡充に取り組むなど、クラブの整備促進と併せて、県において放課後児童クラブ支援員認定資格研修を実施し、不足する放課後児童クラブ支援員の確保を図ることとしております。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

保育所が必要な世帯は、子供が小学生に上がったから、やはり放課後児童クラブを必要とすると、スライドするのは容易に想定できるのかなと思うんですが、放課後児童クラブの答弁を聞いていると、以前の保育所の待機児童の解消のときに議論されたような内容の答弁が出てきているのかなという気がします。

保育所を増やして需要を満たしていくという形でやっているのと同じように児童クラブについても、必要なのは大体概算でも出てくると思いますから、そこをもう少し強化をして増やして行ってですね、登録できない、じゃ次に何すればいいかわからない、どこに行けばいいかわからないという児童が増えてくると、いろんな悪影響が想定されるというのもありますので、ぜひここもですね、執行率65%ですので、執行率を上げることも含めて強化をしていただきたいなど。令和6年以降も、待機学童が、せめて待機児童だとゼロから2歳という特徴が分かっているんですけども、学童の場合には、まだ1000名を超えているというところもありますので、しっかりと体制づくりをお願いしたいと、これを要望して、次、教育委員会に移ります。

委員会でもいろいろ議論された部分について先に質問したいと思うんですけども、不登校とかいじめ、パワハラの問題、いろいろと令和4年度も議論をされたと思います。それぞれにおいての実態、あと、近年の比較、あと、いろいろな事業をやったと思うんですけども、その事業の効果の3点を、不登校、いじめ、パワハラについて教えてください。

○宮城肇義務教育課長 それでは、今の質問に対してお答えいたします。

令和4年度問題行動等調査によると、国公立小・中・高等学校・特別支援学校のいじめの認知件数は1万4139件、小・中・高校の不登校児童生徒数は6853人となっております、令和3年度と比較して増加しており、喫緊の課題と認識しております。

教育委員会では、昨年度より学校内の空き教室を

利用して、不登校児童生徒等への学習支援を行う校内自立支援室事業を12市町村、36校で実施しており、409人の児童生徒を支援し、登校復帰につながるなどの効果が出ております。

課題としましては、モデル事業として実施しており、この支援員の関わり方について共有・理解が図られていなかったことも挙がっております。

不登校児童生徒が増加傾向にあることから、今後は本事業の実施市町村及び学校数の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員 不登校については6853人と、コロナの影響でも増えたという話もある中で、多い数字なのかなというふうに感じます。

不登校の問題に関しては、学習ニーズの多様化とか、いろんな形で、既存の学校の制度というのは時代遅れなものがあるんじゃないかみたいな話をする現場まで出ている状況ではあると思うんですけども、私はそう思いたくなくてですね、しっかりと学校教育の中で学んでいくというところが重要ですし、そこから、もしこぼれる、というのはちょっと適切な言葉じゃないかもしれないんですけども、ちゃんと手を差し伸べてやっていくということも重要になってくると思います。ですから、増加しないような、せめて不登校が毎年増えているんですけどいう形で聞くのではなく、もうちょっと頑張っていただきたいというのが正直なところですので、ぜひなくしていくというのが最終の目標であるとしても、不登校の理由が様々ありますから、一人一人に合ったというのは難しい部分があるとは重々承知はしているんですけども、ぜひ充実させることをお願いしたい。

いじめ、パワハラに関しては、部活動等のパワハラに関わる事件があって、それについてもいろいろ第三者委員会を立ち上げたりとかというのがあって、本委員会でも議論されたと思うんですが、そのことに関する令和4年度の取組というのはどのようなものがあつたのかということを改めて教えてください。

○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

県教育委員会では適切な部活動の在り方の推進や暴力・暴言・ハラスメントの根絶について、実効性のある取組を推進するため、部活動等の在り方に関する方針を策定しました。それを策定する上で、県と有識者等を含めた検討委員会を設置して、そこでの議論の中で、大人だけの考えではなく部活動の主人公である子供たちの声を聞き、大人がそれを受けてまた動くことも必要ではないかという意見等も

あって、それを具現化するため、高校生による部活生メッセージというものを策定いたしました。

昨年度、7校22名の高校生の検討委員が応募して、それで5回程度でいろいろ会議を重ねて、実際にそのメッセージを策定したところでございます。また、その周知を1年前に各学校等に行いまして、そして、今年度の5月下旬になります。県の高校総体の総合開会式で、実行委員の生徒等がこのメッセージを読み上げて発表したとか、そのような取組をしております。

以上です。

**○小渡良太郎委員** 今、答弁いただいた高校生を募集しての聞き取り調査という部分は、今現在日本全国あちこちで、部活動におけるパワハラとか、ちょっとした暴力って言うていいのか、そういったのが問題になって、今浮き彫りになってきている中で、先進的な取組として取り上げた記事をどこかで読んだ記憶があります。

当事者は子供たちですから、生の声を聞くというのは非常に重要なことだと考えていますし、こういった取組をいろんな部分でもっと波及させていけば、逆に我々大人がさんざん議論してもなかなか気づけない部分に、子供たちの率直な意見が加わることで、施策のいい展開につながっていくということもあるのかなというのを、この聞き取り調査のいろんな活動の中で感じるもんですから、ぜひこのやり方をいま一度しっかり研究をしていただいて、ほかの部分の課題解決についても役立てていけるのがあれば、ぜひ高校生の、実際の現場にいる子供たちから聞き取りをするという行動を広げていただきたいと、これも最後、要望して、時間ですので、私の質疑は終わります。

**○末松文信委員長** それでは、小渡委員の質疑は終わりました。

新垣淑豊委員。

**○新垣淑豊委員** よろしくお願ひします。

生活福祉部のほうで69ページ。32軍司令部壕についてなんです。当初予算6000万円から1億4000万円と増額をされておまして、この理由と、今後のですね、事業方針についてお伺ひします。

**○島津典子女性力・平和推進課長** お答えいたします。

令和4年度の9月補正予算において、第32軍司令部壕の第5坑口周辺土地を取得するための土地購入費や取得後の安全対策工事に要する経費等として、8156万1000円を増額しました。

それにより最終予算額は1億4306万8000円となっております。

現状と今後のスケジュール等でございますけれども、令和4年度末の有識者委員会からの提言を踏まえ、令和5年7月に県の基本方針を策定したところです。現在、未発掘区間を対象としたボーリング調査や首里地域住民などを対象とした壕周辺のフィールドワークの開催、また、周知啓発パンフレットの策定などに取り組んでいるところです。

今後は、基本方針に基づき、具体的な施策等を盛り込んだ基本計画を策定することとしておまして、計画策定に当たっては、有識者委員会を設置する予定としております。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

今後いろいろ進めていくということですが、実際に保存公開というのは、どれくらい期間を要するのか分かれれば教えてください。

**○島津典子女性力・平和推進課長** 基本方針の中では、やはり第1坑口及び第5坑口の保存公開に向けた取組を優先的に進めながら、詳細調査の結果を踏まえ、安全性を確保しつつ、段階的な壕の保存公開に向けて取り組むとしております。

まずは、令和7年度において第5坑口、そして、令和8年において第1坑口の公開を目指して取組を進めることとしております。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

ぜひこういうのもうまく活用して、平和学習などに使っていただきたいなと思っておりますので、順調に進めていただければと思います。

それでは、82ページの障害福祉の関係ですけれども、こちらの予算額が当初8億円から5億4000万円程度に減額補正されていますけれども、この理由をお願いいたします。

**○普天間みはる障害福祉課長** お答えします。

当初の見込みより障害福祉事業所からの補助金の申請数が少なかったことにより、令和5年2月議会にて2億2410万7000円を減額補正しております。

障害福祉事業所が、補助金を受けるためには国の定めた要件を満たす必要があることから、当初予定していた事業所の交付申請がなかったため、減額補正しております。

**○新垣淑豊委員** 今、国が定めたということがありましたけれども、実際に事業所が申請をしなかったということについて、何かしら理由があるのでしょうか。

**○普天間みはる障害福祉課長** 補助金を申請するに



は取得要件というのがございまして、従来の処遇改善加算、1から3番まであるんですけど、そういったものを取得している事業所だとか、あと、令和4年2月から実際に賃金を上げるという事業所、あとは補助額の3分の2以上を福祉・介護職員のベースアップに充てるという給与改定、就業規則改定等をしているというのが要件になります。

**○新垣淑豊委員** その要件は分かったんですけども、その要件に届かなかった、たどり着かなかった、そういった事業所が多かったということによろしいでしょうか。

**○普天間みはる障害福祉課長** そうですね。

大体6割程度の事業所さんにおいて、従来の加算を取得しているのが6割程度で、残り4割程度は従来の加算を取得しておりませんので、そういったことから事業所さんが申請をしないということになります。申請がなかったということです。

**○新垣淑豊委員** ということは、事業所さんで働く職員の方々の賃金の上昇には、今回なかなかつなげられなかったという認識でよろしいですか。

**○普天間みはる障害福祉課長** 交付申請していただいている事業所さんは大半おります。執行率はこの補助金について92%を執行しておりますので、補助を申請した事業所さんについては、賃金のベースアップは行われていると思われませんが、やはりその要件というのはございます。国の補助金ですので、しっかりそういったものを申請できるように従来の加算とか、日頃からベースアップについて努力する、就業規則等を見直し、事業所でしっかり賃金アップ、ベースアップに向けて努力することは必要になってくるかと思えます。

以上です。

**○新垣淑豊委員** ちなみに、今回申請できなかった事業所さんに対して、障害福祉課のほうから何かしらサポートというか、そういったものというのはなされているのでしょうか。

**○普天間みはる障害福祉課長** 個別個別というのはやっぱり不可能ですけど、当方のほうのホームページ等でそういった周知や、処遇改善、従来の加算の取得に向けた促しだとか、集団指導等で、そういった利点というものもあるのでしっかり取得するようにという周知啓発はっております。

**○新垣淑豊委員** 分かりました。ありがとうございます。

同じく120ページなんですけれども、これは高齢者のほうになるのでしょうかね。

こっちはもう当初の12億から7億円に減額補正されていますけれども、これも先ほどの障害福祉の理由と同様であるということによろしいかお伺いします。

**○安里克也高齢者福祉介護課長** 介護職員処遇改善事業補助金についてであります。当初の予算としては対象サービスごとに常勤換算した介護職員数を基に算出したところでありますが、実際の交付に当たりましては、月の総報酬にサービスごとの交付率を乗じて算出されることになりましたので、当初予算との乖離が出たというところで実績が下回ったものであります。

**○新垣淑豊委員** じゃこの予算を立てるときの条件と、決算の条件というのが変わったということによろしいんですか。

**○安里克也高齢者福祉介護課長** 所要額を算出するときの積算方法と、実際に交付する際の算出方法が少し変わったというようなところであります。

**○新垣淑豊委員** ごめんなさい、今のお話だと計画を立てたときの算出方法が決算とちょっと違っていたというんですけれども、これは要は国の方針による変更なのか、それとも何か別の理由があるのかというのを教えてください。

**○安里克也高齢者福祉介護課長** 先ほど申し上げましたとおり、当初、所要額の見積りに当たりましては、常勤換算ということで最大値の額を求めたという形になっております。

算定方法につきましては、委員から今確認がございましたが、国の算定方法を基に積算しております。

以上であります。

**○新垣淑豊委員** 分かりました。

適切に処理されているのであれば、特段問題ないかと思えます。

それでは、116ページをお願いします。

離島医療なんですけれども、最近、離島の首長さんたちと話したときに介護保険料、これが均一化されるというお話がありました。ただやっぱり介護サービスがなかなか離島地域では受けられないというような現実もあるのですが、先日、ちょっとお話しをした首長さんから、例えば小規模離島に対しての地域密着型の特養、これが飛び地で設置できるかどうかということについて、私何度かお尋ねしていますけれども、その後何か調査をされたのか、確認されたのかというのがもし分かれば教えていただきたいです。

**○安里克也高齢者福祉介護課長** 地域密着型特別養

護老人ホームについては、その指定権者が所在地の市町村長になっております。

介護保険法上、施設が区域外にある場合には、施設の所在する市町村の同意が必要となっております。これにつきましては、以前からお答えさせていただいているとおりであります。

現在、令和6年度から開始されます第9期介護保険事業計画の策定に取り組んでいるところでありますが、この施設整備の量を見込むに当たりまして、離島町村などで構成されます沖縄県介護保険広域連合とも意見交換を行っております。その中では、本島周辺離島の町村から今お話のありました特別養護老人ホームの整備に関する要望は上がっていないということであります。

以上であります。

**○新垣淑豊委員** 多分そういった想定がされていないので、正式に上がってくるわけじゃないんですけども、やはりニーズとしては絶対あるんですね。なので、ぜひ離島の首長さんたちとも直接ですね、意見のやり取りをしていただいたらいいのかなと思っています。

実際に厚労省の担当とかは、ほかの離島でもそうですけど、そこで人材を確保することができないので、大規模なところ、ある程度人が確保できる場所に持っていきたいというようなお話を聞いております。それが必要だということを、面白いんじゃないかということで意見のやり取りがあったということも聞いておりますので、ぜひそこは首長さんとやり取り、あとは実際の厚労省の担当者のほうですね、やり取りを少し始めていただけたらありがたいと思います。

続きまして、421ページですね。

複式学級なんですけれども、今、沖縄県の複式学級の現状というのはどのようになっているんでしょうか。

**○池原勝利学校人事課長** お答えします。

令和4年度の県内小中学校における複式学級の状況でございますが、小学校が47校88学級、中学校が13校13学級となっております。

**○新垣淑豊委員** 最近、ちょっと意見交換した方がいて、イエナプラン教育というものがあるというお話を聞いております。

これ一人一人を尊重しながら自立と共生を学ぶオープンモデルの教育でありますということで、複式学級の子たちがそれぞれが教え合ったりとか、自分の学力によっていろいろな学び直しをしたりとか、

逆に進んだりとかですね、こういったことができるというようなお話も聞いているんですけども、こういった教育方法について、今沖縄県での何かしら研究とかというのはなされているのか、この取組についてどのように認識して評価しているのかというのが、もしあれば教えてください。

**○宮城肇義務教育課長** 委員の質問に対してお答えします。

現在イエナプラン教育、これについては深く研究はしていませんけど、すごく注視はしております。

国内でも、まだ3校ということで事例が少ないので、これからまた注視していかないといけない部分なのかなと思っています。

複式学級の話もありましたけど、今また、それを充実させております。沖縄県でもそれも加味しながら、ちょっと注視していけたらいいのかなと思っています。

今後、時代を踏まえながら、子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び、あるいは協働的な学びに加えて、このようなイエナプラン教育を含めた様々な教育方法の情報収集にこれからも取り組んでいきたいと考えております。

**○新垣淑豊委員** もちろん、これがベストというわけではないかもしれませんが、おっしゃるように、今いろいろな教育スタイルがあるということでしたので、ぜひまたここも、いろいろと意見交換をさせていただければなと思っています。

では続きまして、422ページのキャリア教育ですけども、この就職に対しての効果で、令和4年の結果というものを、令和5年、現年ですね。それとまた、来年度に対してどのように反映させていくかということについてお聞かせください。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** このキャリア・ビルドアップ事業についてですが、これは、これまでキャリア教育と、進学指導と、就職指導、これをそれぞれの事業で取り組んでいたものを、目的はいずれも進路決定率の向上ということで、一つにまとめて、統合して取り組む、令和4年度から新たに新規事業として取り組んだ事業になります。

その取組の成果としましては、数字の上では県立高校の進路決定率が89.7%と0.5ポイント向上した形になります。

令和元年度と比較しますと、88.2%から89.7%に向上したということになります。

それらの成果、課題から令和5年度は各細事業で一、二年生に重点を移した取組、これを充実させて

いきたいというふうに考えています。

課題としましては、進路決定率が徐々に向上してきていますけれども、どうしても高校生の取組がまだ鈍いという状況がありますので、早い段階から自分の進路について考えてもらいたいということで、一、二年生にシフトした事業をこのビルドアップのほうで行っていきたいと考えております。

令和6年度につきましても同様に、一、二年生にシフトした取組を検討していきたいと考えているところです。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

キャリア・ビルドアップは新規でということですが、これまでも、これまでも、例えば職業教育とか、そういったものを含めてなさっていると思うんですが、例えばキャリア教育というものを導入した際に、導入した後、例えば卒業生に対しての就職後、3年後の定着とか、こういったものの調査は教育委員会としてされているのかということを教えてください。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** 定着率については、卒業後3年以内の離職率という形で統計が取られておりまして、平成29年度の卒業生は、離職率は50.6%、平成30年度卒の離職率が49.3%、令和元年度が48.5%というふうに下降傾向、改善している状況にあります。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

それでもやっぱり半分ぐらいは3年後に離職しちゃうんだなというふうに感じますけれども、今働き方というのが大きく変わってきていて、副業が当たり前になってきたりとか、ダブルワーク、あと、仕事以外のところですね、社会的活動とかをする方も増えてきているんですけれども、例えばこういった職業教育をする際には、教員の先生方にもこういう働き方の変化ということの学びというのが必要だと思うんですけれども、こういう点はどのような取組をされているのかということをお教えいただけませんか。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** 近年、産業構造の急激な変化があります。多様な働き方に関する理解を深める必要、教職員のほうには確かにあります。それにつきましては、就職指導担当者向けの研修、それから、キャリア教育推進事業における各校での校内研修、これに取り組んでいます。

校内研修につきましては、産業構造の変化と社会人に求められるスキルということで、講師を学校のほうに派遣して校内研修を実施するなどの取組をしているところです。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

実は私の娘、卒業して進学も就職もしない、フリーターをするということになったんですけれども、それもいいのかと思ってですね。本当にそういう生き方、いろんな生き方があるよというのもぜひ子供たちにお話ししていただけたらいいのかなと思っております。

429ページと431ページなんですけど、外国青年招致事業と国際性に富む人材育成事業なんですけど、例えばウェブとかを活用して、ネイティブとの英会話教育とかというのでも少し広がってきているんじゃないかと言われておりますけれども、今どういった状況になっているのかというのを教えてください。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** 県立学校教育課のほうでは、ウェブを通しての留学等の事業というのは実施しておりませんが、昨年度、令和4年度からアジア高校生オンライン国際交流事業、これを実施しております。対象となる生徒は私立を含む県内全ての高校生、そして国立高専、沖縄工業高等専門学校3年生までで、希望する生徒に対して、アジアの高校生と協働的な学びに取り組むオンラインプログラム、これを提供しているところでもあります。

**○新垣淑豊委員** 県内でもいろいろウェブを使った英会話教育というのを提供している企業も出てきていますので、例えばそれをする事で、英会話というものについての危機感がなくなると、避けることがなくなるということなので、もし可能であれば、そういったものもうまく活用していただけたらなというふうに思っております。

あと、県内の市町村の一部では、海外や県内の留学ですね、例えば外国人家庭とか、こういったところに留学する際の支援をされているところがあるというふうに聞いていますけれども、これは今どういう状況になっているのでしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** それでは、お答えいたします。

市町村教育委員会では、独自で外国人との交流等を提供する企業のプログラムを採用して、授業の中で交流に取り組んだり、希望者を募って短期留学やまちなか留学を実施したりしている市町村教育委員会があるということをお承知しております。

**○新垣淑豊委員** ここのことですね、やっぱり市町村によってちょっと差があるということも聞いておりますけれども、例えばこういったものについて県教委としてはどのような評価をして、今後どのような関わり方をしていくのかという方針があれば教えてください。

ださい。

○宮城肇義務教育課長 交流や留学などに限らず、市町村教育委員会の様々な創意工夫により、国際社会に対応する、対応できるコミュニケーションを図る資質・能力、この育成が図られていることというのは重々承知しております。

県教育委員会としましては、教員の資質向上のための研修等を通して、引き続き市町村教育委員会を支援していきたいというところです。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ぜひ、海外というものはしっかりやっていただきたいなと思っております。

今回、この447ページの「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業というところですけど、私もブラジル、アルゼンチンに行ったときに、ブラジルで実際にこの事業をやっている様子を見ました。とても盛況で、非常にいい事業だなと思ったので、この件について、内容と、令和5年、6年の事業に向けてどのように生かしていくのかということをお教えてください。

○米須薫子生涯学習振興課長 お答えいたします。

「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業では、主に県内外の移民関係資料の収集ですとか、移民ルーツ調査、あと郷土資料関連の講演会や企画展示などを行っております。

令和4年度につきましては、県内外関連の資料の収集を、ブラジル、カンボ・グランデ市などで実施し、琉球王国時代の家譜である新参密姓家譜など531点を収集いたしました。

移民ルーツ調査については、第7回世界のウチナーンチュ大会でのルーツ調査のブースを設置したり、あと、多言語での広報等を行ったことにより調査依頼件数は大きく増加し、513件の実績がありました。また、移民に関連する展示を3回、講演会を2回行いました。それも成果指標である目標を大きく上回り、盛況でございました。

令和5年度につきましては、メール、来館によるルーツ調査に加え、先ほど委員からもありましたとおり、ブラジル沖縄県人会や、カンボ・グランデ沖縄県人会と協働し、8月に現地の沖縄フェスティバル等でルーツ調査を行いました。

資料収集についても、ブラジル、サンパウロ市等において、沖縄県系のコミュニティー新聞、ウチナープレス等を収集し、現在、資料整理や保存登録作業を行っているところでございます。

また、講演会については、マウイ島のラハイナ復興支援オンライン講演会なども開催いたしました。

展示については、年度末に新収蔵資料展などを行う予定でございます。

令和6年度以降の取組についても、現在予算要求の段階でございますが、今後とも海外県人会等との連携を図り、効果的な資料収集、ルーツ調査等に関する協力体制の整備に取り組んでまいります。また、企画展示、講演会を継続的に行い、他言語等と組み合わせることにより、琉球・沖縄の文化・歴史の発信力を強化してまいりたいと思っております。

○新垣淑豊委員 ちなみに、ルーツ調査はどれぐらいあったんでしょうか。

○米須薫子生涯学習振興課長 令和4年度は513件ありました。令和3年度が61件でしたので、大幅に増えています。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

以上です。

○末松文信委員長 新垣淑豊委員の質疑は終わりました。

次に、石原朝子委員。

○石原朝子委員 では、よろしくお願ひいたします。

子ども生活福祉部のほうからお願いいたします。

令和4年度沖縄振興特別推進交付金の活用事業の総数と総予算額、そして執行額、不用額、執行率、そしてまた、それを踏まえて令和5年度の総事業数と予算総額、執行状況と令和6年度の事業数、予算確保見込みを伺います。

○大石優子福祉政策課長 お答えいたします。

令和4年度沖縄振興特別推進交付金の事業数ですけれども、現年度分で16事業、前年度からの繰越し分で1事業となっております。

予算額につきましては21億5443万7000円、執行額は17億7261万2000円となっております。

また、不用額につきましては、3億1702万5000円となっております。執行率は82.3%となっております。

続きまして、令和5年度の事業数につきましては、現年度分として16事業、また、前年度からの繰越し分として1事業を行っておりまして、予算総額は23億5364万5000円となっております。

執行状況につきましては、令和5年11月末現在となりますけれども、18億1248万1000円となっております。執行率は77.0%となっております。

また、6年度の予算につきましては、現在関係部局と調整を今行っているところでございます。

以上でございます。

○石原朝子委員 なぜそういう質疑をしたかという

ますと、やはりこの推進交付金の予算確保が今難しい状況になっております。

県としましても、しっかりと事業計画を立てて予算執行に努めていただきたいと思います。この執行率が令和4年度62.3%というのは、主にどういった理由でその数字になったのでしょうか。

**○大石優子福祉政策課長** 令和4年度の執行率につきましては82.3%となっております、対前年度で1.8%の減となっております。

**○石原朝子委員** 82.3%、欲を言えば90%を超えていただきたいなと思っております。5年度はぜひとも、もっと高い執行率を上げていただきたいと思います。今の現状では77%のようですけれども、ぜひとも。

主要施策の中で交付金事業は16事業のうち4事業ほど、実績と効果と課題を掲げておりました。子育て総合支援事業、ひとり親家庭、離島地域における介護サービス、国際家庭相談ネットワーク構築事業などありますけれども、交付金の中でステップハウス運営事業というのがあったかと思えます。その事業の実績と効果と課題についてお聞かせいただきたいと思えます。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** ステップハウス運営事業ですが、DV被害者等が女性相談所の一時保護所を、保護を受けて退所する際に、地域で安定した自立した生活を送ることができるように、心のケアや自立に向けた準備等を行う中間施設、中間の機関というところで、民間アパートを活用いたしまして、そういった次の段階に行くという意味合いでステップハウスという形で設置してまして、自立に向けた支援を実施しているところです。

実績、効果としましては、計画では5世帯を支援していこうとしていたところだったんですけれども、2世帯に対して、社会に適応するまでの間、支援員が定期的に訪問をして継続的な心のケア、自立に向けた支援を実施したところです。

課題としましては、先ほど申し上げたとおり、計画に対して2世帯ということで不用も生じております。そのため、DV被害者の個々の状況に応じた利用をしっかりと検討するとともに、周知もしっかりと図っていかないといけないかなというふうに考えているところです。

以上です。

**○石原朝子委員** あとのこの件も入れて、主要施策の中に含まれている、あとの4件の事業、課題とか様々書かれておりましたけれども、令和5年度にお

いて課題の解決が図られて、うまくいっているのでしょうか。効果は上がっていますか。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** 今ステップハウス運営事業をお答えしましたので、当該事業におきまして、課題の周知をしっかりと図っていくとかというようなところを先ほど答弁させていただきました。

それを踏まえ、令和5年度におきましては、女性相談所のほうで一時保護を行っていくわけなんですけれども、一時保護を行う際の支援会議におきまして、しっかりとDV被害者などに対しましてステップハウスの利用もできるということを周知する、それから、個別の状況に応じて、しっかりと活用していただくというような形で取り組んでいるところでございます。今のところ令和5年度に関しましては、1世帯増えまして3世帯の支援を行っているというところでございます。

**○石原朝子委員** ありがとうございます。

では、新型コロナウイルス感染症対応の件で、生活福祉資金貸付事業があったと思えますけれども、その実績として、貸付け総額、そして償還額と効果、課題等をお聞かせ願いたいと思えます。

**○大石優子福祉政策課長** お答えいたします。

令和2年3月25日から令和4年9月30日までを申請期間として開始した生活福祉資金特例貸付けの実績につきましては、貸付け件数として15万136件、貸付金額として約597億1761万円の貸付けを行っております。

その中で、令和4年度末時点の償還対象になりますけれども、償還対象件数としましては5万7011件で、償還対象額としては約10億7411万円のうちに、償還済額、償還された額としましては約4億7521万円、償還率は43.4%となっております。

この貸付金の効果ですけれども、コロナ特例貸付けの効果としましては、突然の減収や失業等によりまして、一時的に生活困窮に陥った世帯に対して、所得制限がなく、簡略化された申請で迅速な貸付けにつなげたということで、応急的な支援ではありませんけれども、多くの役割を果たしたのではないかなと考えておりますが、課題としましては、償還免除になった世帯もございます。また、免除要件に非該当でありますけれども、引き続き不安定な生活状況にあることで、生活が困窮している世帯に対する継続的な支援が必要であると考えております。そのため、社会福祉協議会や、自立相談支援機関等の関係機関と連携して、個々の状況に合わせて、今後もき

め細かい支援体制の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○石原朝子委員 償還に関しましては、しっかりと対象者に応じて、免除の方は免除していただいて、返していただける方には、計画的な償還計画を立てて返していただけるようにしていただきたいなと思っております。

ちなみに、もう一度、償還額が幾らで、償還の対象者数、対象、償還しなければならない人数と、免除された人数。

○大石優子福祉政策課長 令和4年度末時点の償還対象の金額ですけれども、約10億7411万円のうちに償還をされた金額は約4億7521万円、償還率としては43.4%となっております。

償還免除につきましては、住民税非課税世帯等を対象として免除制度がございますが、令和5年1月末時点の償還対象の10万2145件、約352億846万2000円のうち、償還免除が決定したのは、令和5年11月末時点でありまして、約5万8708件、金額にしまして220億2333万8000円、約45.8%が償還免除の対象となっております。

○石原朝子委員 続きまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業というのがあったかと思っておりますけれども、その実績と効果、課題等があればお知らせ願いたいと思います。

○金村禎和保護・援護課長 お答えいたします。

当該支援金でございますが、緊急小口資金等の特例貸付けを終了した世帯等に対して、月最大10万円を3か月間、再支給の場合ですと6か月間、最長6か月間支給するものとなっております。

実績を申し上げますと、令和3年7月から支給を開始しまして、令和5年3月末時点で、県が所管する町村分でございますが、支給を受けた件数が1959件、支給済額が約4億2276万円となっております。当該支援金の支給により、生活困窮世帯の生活再建に一定程度つながったものと考えております。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

次に進みますね。

令和4年度の2月補正予算で、こどもの安心・安全対策支援事業というのがあったかと思っておりますけれども、他府県で送迎の際にお子さんが亡くなったことでの送迎バスの事業があったかと思っておりますけれども、その事業のほうは令和4年度の取組として、繰

越ししたのかどうか分かりませんが、その事業の実績があれば実績と現状報告をお願いしたいと思っております。

○普天間みはる障害福祉課長 それでは、障害分野の事業から回答いたします。

こどもの安心・安全対策支援事業の実績と効果なんですけれども、こちらは県内の障害児通所支援事業所に対して、補助メニュー自体は3つございます。送迎車両の安全装置の整備、委員がおっしゃったものがそちらですね。2つ目に、ICTを活用した子供の見守りの導入。3つ目に、登降園管理システムの導入など、障害児の安全対策を強化する取組を支援するための補助事業になっております。こちらは全額繰越ししております。

令和5年の10月末時点の状況で、まず、代表的な送迎バスの安全装置の実績、設置状況なんですけれども、児童発達支援センターとか児童発達支援事業所、放課後デイサービス等を実施する事業所286施設におけるバス544台のうち、420台で整備を完了しており、そして令和6年3月までには全て完了する予定となっております。

以上です。

○下地努子育て支援課長 子育て支援課分についてお答えします。

送迎車両の安全装置の整備、ICTを活用した見守りシステム及び登降園管理システムの導入など、子供の安全対策を強化する私立幼稚園及び認可外保育施設の取組を支援するため、令和4年度の2月補正予算に計上したところであります。

令和4年度中に送迎用バスの安全装置を設置する施設はなかったこと、適合する製品の品薄等の理由により、所要額を令和5年度に繰越ししております。

令和5年10月31日における安全装置の整備状況は、対象とする私立幼稚園20施設の41台の全てにおいて完了しているところです。認可外保育施設は16施設、32台中23台が完了しておりますが、令和6年3月までには全て完了する予定となっております。

続きまして、ICTを活用した見守りシステムは、設置を希望した12施設に交付決定済みとなっております。また、登降園管理システムにつきましては、希望しました15施設に対して全て交付決定済みとなっております。

○石原朝子委員 分かりました。

執行は100%の予定であるということですね。最後までよろしく願いいたします。

では次に、児童養護施設の退所者等自立支援金貸

付事業実績の効果と課題があれば。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

本事業は、児童養護施設等を退所した子供たちが安定した生活基盤を確保する、そういったものに資するために家賃ですとか、生活費、それから資格取得等の貸付けを行う事業となっております。

主に3つありまして、家賃貸付け、生活費の貸付け、それから資格取得の貸付けを行っているところでございます。

実績としましては、令和4年度は3つの貸付けで、トータルで45名が貸付けを受けておりまして、家賃が30名、生活費が30名、資格取得費が7名で重複貸付けも含んでおりますが、そういった実績となっております。

効果としまして、また、児童養護施設等の退所者の大学、それから専門学校等への進学率について、この事業が始まる前の平成27年度が約31%だったところ、直近令和4年度の進学率の実績でいきますと、約59%ということで、28ポイントぐらいアップしているところでございます。

課題ですが、やはり退所後に一部の子供たちにおいては経済面、それから精神面で悩みを抱えて退学ですとか、離職をする、そういったこともございますので、そのようなことがないようにしっかりと自立していけるように、また別事業ではあるんですけれども、アフターフォローというような形で支援員等によります生活相談、就労相談、それから退所した方々の交流の場の提供、そういったところを含めてやっているところでございます。

以上です。

○石原朝子委員 よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、11月の補正で、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業で6事業の補正があったと思っておりますけれども、令和4年度の11月補正予算、この事業の実績、効果と課題をお聞かせ願ひします。

○大石優子福祉政策課長 お答えいたします。

子ども生活福祉部における重点支援地方交付金ですけれども、介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業ほか5事業を実施しておりまして、実績としましては5億8153万6000円となっております。

事業の効果といたしましては、この補助金を活用することによりまして、事業者の負担軽減や施設運営の維持に寄与することができたと考えております。

課題としましては、令和4年11月補正での計上でありましたので、申請期間が短期間となったところ

も、そこは課題として考えているところですが、令和5年度においては、令和4年度より申請期間を長くするなどの対応を取っているところでございます。以上です。

○石原朝子委員 5年度のほうでは、申請に当たって簡素化されているということでもいいでしょうか。

○大石優子福祉政策課長 令和4年度の申請期間が1か月程度ということで、申請期間が短かったということですので、令和5年度については申請期間を長めに取って対応しているところでございます。

○石原朝子委員 分かりました。

最後、教育委員会のほうになりますけれども、同じように令和4年度の沖縄振興特別推進交付金の活用事業、教育委員会としての事業総数と、総予算額、執行額、不用額、執行率、そしてまた令和5年度の事業数、予算総額、執行状況と、令和6年度に向けた事業数、予算確保の見込みをお伺ひします。

○諸見友重総務課長 お答えいたします。

教育委員会における沖縄振興特別推進交付金を活用した事業については、令和4年度は16事業ございました。予算額は17億8763万8000円、執行額は12億1690万2000円、不用額は1億776万2000円で、執行率は68.1%となっております。

また、今年度も同じく教育委員会では16事業を実施しております。予算額は17億5366万9000円。執行額は11月末時点でありましてけれども、12億9264万9000円、執行率は73.7%となっております。

令和6年度につきましては、現在関係各所と調整中でございます。

教育委員会の施策の実施に当たり、必要な予算が確保できるように、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○石原朝子委員 ちなみに、令和4年度の執行率が68.1%になった理由をお聞かせ願ひできますか。

○諸見友重総務課長 令和3年度が84.2%の執行率でしたが、令和4年度は68.1%となっております。

この理由としましては、コロナに伴う医療非常事態宣言等がございました。これに伴って、工事の実施を延期したということで、年度内の執行が困難となってやむを得ず繰り越したのものなどによるものであります。

以上です。

○石原朝子委員 それに関連しまして、主要施策の中で5件ほど事業実績と効果、課題等が上げられて

おりますけれども、複式学級、キャリア・ビルドアップ事業、就学継続支援員配置事業、バス通学費等支援事業、校内自立支援室事業、これにつきましては、令和4年度の事業の課題を踏まえて、令和5年度、現在は改善されて取り組まれているのか伺います。

**○池原勝利学校人事課長** 主要施策のうち、まず、複式学級教育環境改善事業から御説明しますと、令和4年度の決算額は2157万9000円で、執行率は81.8%となっております。

当該事業の課題といたしましては、同事業のチームティーチング形式によって学習指導要領に沿った指導を行うこととしていることから、教員免許保持者を条件としてございます。そうしますと、離島等において、そういう有資格者がなかなか見つからないというところもございます。これにつきまして、引き続き市町村と連携しながら、まず、教員免許の資格者の確保を進めていくとともに、離島におけるそういう有資格者ではない方の活用等についても今後検討していきたいと考えてございます。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** キャリア・ビルドアップ事業につきましては、課題としましては先ほども述べましたけれども、進路決定率の向上、そのために早い段階での進路活動、キャリア教育の推進、これが必要だと考えております。それで令和5年度は、一、二年生を重点に置いた取組を実施したところです。

具体的には、進路未定者を減少させるために、生徒向けのキャリア講演会の実施、それから、1年生に対して進路未定者に対するキャリア形成に係る授業、個別のキャリアカウンセリング、そういったものを行ったところです。学校に対しましては、キャリアコーディネーター、キャリアコンサルタントなどを派遣して、専門的な御助言ができるように取り組んだところです。それから、就学継続支援員の配置につきましては、令和4年度は37校、44課程、それから支援センターへの配置を行ったところです。

その効果としましては、不登校が懸念される生徒へ面談等を行いまして、その結果81%の生徒が就学について改善し、学校における教育相談の充実が図られたというふうな報告をもらっております。このことから不登校傾向や中途退学が懸念される生徒の就学継続の支援につながったものというふうに捉えております。令和5年度も引き続き生徒支援に取り組んでいるところで、配置校が41校48課程に拡大したところでございます。

**○大城勇人教育支援課長** 続きまして、バス通学費

等支援事業の主要施策の事業効果等について御説明させていただきます。

本事業、家庭の経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる教育環境の整備を図ることを目的に、低所得世帯の中高生を対象に自宅等から学校等までのバス、モノレール利用の無料化を行う事業となっております。

国公立においては、令和4年度は4657名を認定しており、決算額3億3947万8000円となっております。

本事業の効果として、保護者の送迎の負担軽減のほか、通学費等を支援することによって、従来の通学費相当分を学用品の購入や部活動の費用に充てるなど、経済的な負担軽減が図られたと考えております。

今年度は本事業の対象となっていない事業者等へ参画を打診したところ、2自治体から要望があり、令和5年9月には中城村の護佐丸バスが、令和6年2月からは南城市のNバスが利用できるようになりました。今後も家庭の経済環境にかかわらず、子供たちが安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

**○宮城肇義務教育課長** 5番目の校内自立支援室事業についてお答えいたします。

校内自立支援室事業の実績額は、9253万3000円となっております。

令和4年度は12市町村36校で本事業を実施しており、登校復帰につながるなどの成果が出ております。

不登校児童生徒は、全国的にそうですけど、本県でも、増加傾向にあることから、本事業の実施市町村、学校数の拡充に、これからも取り組んでいきたいと思っております。

課題では、支援室を利用する児童生徒の決定方針、あるいは支援員の関わり方等がありました。令和4年度からスタートしたということで課題等ありましたが、学校訪問での支援と、それを充実させることによって、令和5年度は改善されております。

令和5年度は、12市町村44校のほうで実施、実際の配置は43名ですけど、1校がまだということで、なかなか難しいところがありましたけれど、確実に拡充しているところです。

**○石原朝子委員** ありがとうございます。

最後になりますけれども、県立特別支援学校の送迎用車両の安全装置導入予算、令和4年度の2月補正でやられたと思っておりますけれども、それと公立幼・小・中学校の送迎用車両の安全装置改修支援、この事業につきましては、現在の進捗状況をお教えいただ



きたいと思います。

○大城勇人教育支援課長 まず、県立特別支援学校送迎用車両の安全装置の導入の件について御説明させていただきます。

学校保健安全法施行規則の一部改正により、令和5年4月1日から特別支援学校の送迎用バスに国のガイドラインに即した安全装置の装備が義務づけられたところです。

県教育委員会においては、国の令和4年度の2次補正予算を活用し、令和5年度に予算を繰り越し、スクールバスを保有する14校38台全てに、エンジン停止後、一定時間内にボタンを押さないとブザーが鳴る安全装置を取り付けたところです。

予算額846万に対し、執行済額588万8840円、執行率69.6%となっております。

不用額257万1160円の主な理由は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、当初計画47台に対し、感染症バスの運行を見直し、38台にしたことによるものです。

今回の安全装置の導入により、日々行っている安全管理の強化につながったと考えております。

○金城正樹保健体育課長 公立幼稚園、小学校、中学校に関する同じ事業、それについてお答えいたします。

これは昨年度の補正予算で、今年度に全て繰り越したのようになりますが、学校安全体制整備事業のうち、委員おっしゃる公立幼稚園、小学校、中学校の送迎用車両の安全装置改修支援予算は890万となっております。12月末現在で26台の設置を予定しております。

執行予定額は322万9000円となっております。

その内訳につきましては、公立幼稚園7園に対して、11台で190万9000円、小学校4校に対して、12台で105万6000円、中学校2校に対して、3台で26万4000円となっております。

なお、安全装置が義務づけられた公立幼稚園については、3月末までには全ての車両に設置される予定となっております。効果につきましては、先ほど特別支援学校と同じ事業になっておりますので、省略いたします。

以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時21分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

それでは、午前中に引き続き質疑を行います。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 子ども生活福祉部、主要施策の成果に関する報告書から、81ページをお願いします。

パーキングパーミット制度普及推進事業です。制度の概要、展開の状況、次年度の計画等について伺います。

○普天間みはる障害福祉課長 パーキングパーミット制度普及推進事業についてお答えいたします。

当該制度は歩行が困難な障害者、移動の際に配慮が必要な高齢者、妊産婦等の方に対して、利用証を交付し、駐車区画の適正利用を図る制度です。令和5年6月末時点で、利用証交付数は4086枚、登録施設数は244施設、登録区画数が1108区画となっております。

本制度については、県民に広く浸透させ、必要な方に利用証を交付するとともに、登録施設数等を増やしていく必要があります。

県としましては、より一層の制度の普及等を図るため、今年度に引き続きまして、次年度においてもメディアを活用した広報等を実施し、周知を図ってまいります。

以上です。

○照屋大河委員 ありがとうございます。

県有施設等に路面のシートをプラスワンということで区画を整備していたと、先ほど実績の報告がありましたが、これは県としては、どれぐらいが必要だというふうに、その全体数の把握があって進めているのか。あるいは事業を進めながら、段階を重ねて、必要な、可能なところに設置をしていくというものなのか伺います。

○普天間みはる障害福祉課長 当該制度については、令和4年7月に制度導入しておりまして、導入に当たって、県内において駐車スペースが不足している状態というのは聞こえてきていたところなんですけれども、どれぐらいの区画数があるとか、そういった調査は行っておりません。ただ、令和4年10月導入後、3か月程度経過した時点から、今現在は先ほど報告した数字で着実に毎月伸びております。どの数値までというものはございませんが、広く周知されて、障害者の方がとめやすくなるという状況を期待しております。

以上です。

○照屋大河委員 そういう状態であれば、課題として示されているような、今先ほどあったように周知啓発をしていくと。しっかり現場の声を、実態を聞く体制はやはり必要かと思いますが、その点はいか

がでしょうか。

**○普天間みはる障害福祉課長** 先ほど、導入に当たって調査はしていないということで回答したんですけど、各民間の施設、法人等を導入時に回って啓発活動をしておりまして、そういったことで対応しております。

**○照屋大河委員** 徐々に事業の内容も広がっていくというふうに思いますが、しっかりここで、県のほうで、こういう場所で、そういう対応を取るんですよという点については明確にして、しっかりその事業が必要なところで拡大していくようにですね、充実させていけるようによろしく願いいたします。

83ページをお願いします。

生活困窮者の自立支援、これ先ほど少し質問、答弁されておりましたが、改めて教えてください。

事業については、生活困窮者の支援事業ということですけど、内容について3つぐらいに分かれているのかな、生活困窮者住居確保給付金、生活困窮者自立支援事業、生活困窮者自立支援事業（任意）というふうに、事業の効果、課題のところ、3つに区別して示されていますが、効果については、住居を失った、または失うおそれがある離職者等に対し住居の確保と併せて就労支援を行うことで、早期の生活再建と就労自立を図ることができた。

2番目については、効果について、複合的な課題を抱え制度のはざまに陥りがちな生活困窮者を早期に発見及び支援することにより、自立を促進することができた。

3番目に、(1)だけでは対応できない生活困窮者のニーズに応じた支援を提供することで、尊厳の確保と自立促進を図ることができたということで、非常に重要で大切な制度だというふうに受け止めます。

一方で、課題のほうについてなんですけど、これ3つ全部で、北部地域や離島について、少し支援が届きにくい状況がある、課題があるというふうに、課題が指摘されていますが、北部や離島地域の状況と課題について伺います。

**○金村禎和保護・援護課長** お答えいたします。

県におきましては、所管する町村の生活困窮者からの相談等に対応するため、相談支援窓口を北部に1か所、中部に1か所、それから南部に2か所、それから久米島町に1か所、計5か所を設置しております。

市部につきましては、各市がそれぞれ相談支援窓口を設置して今対応しているというところなんです。

離島等における相談支援の対応としましては、北

部地域の離島については、北部に設置されている相談支援機関で対応しているところがございます。その他の離島につきましては、南部に2か所設置をしている相談支援機関で対応しております。離島住民等からの相談に対しては、電話ですとか、それから携帯のLINEアプリ等により対応しているところがございますが、電話対応等が難しい場合につきましては、直接離島を訪問して支援を行っているというところがございます。また離島町村、それから社会福祉協議会と連携をして、パソコンでZoom等を活用したリモートでの対応を行っているところがございます。

このような取組によりまして、相談者のアセスメント、プラン作成、各種支援の実施、または関係機関へのつなぎなどに取り組んでいるところがございます。

以上です。

**○照屋大河委員** 窓口等を設置してということですが、本島北部や離島の潜在的な支援対象者を早期に発見し、適切な支援につなぐ体制づくりが必要と、ここで令和4年度時点における課題として示した時点以降に、今の窓口等が設置されて、課題の解消に向けて取組が進められているという認識でいいんですか。

**○金村禎和保護・援護課長** 先ほど述べた設置機関は生活困窮者自立支援法という法律に基づいて設置をされておりまして、平成27年度から開始されている制度でございますので、その時点から設置をしているというところがございます。

ただ、そういった中で、制度を適正に実施していくためには早期発見というところと、包括的な支援というところが重要になってきます。そのときの地域の様々な関係機関と連携することが大事なんですけれども、例えばハローワークとか、あと学校とか、病院とか、保健所等、様々な課題を抱えた困窮者に対して、包括的な支援を行うためにはこういったところと連携しないといけないのですが、離島地域においては、こういった連携する機関、地域資源というふうにおっしゃっているんですけど、これが少ないとか、例えばないとか、そういった状況がございます。ですので、そういった中でその支援機関の支援員という方がいらっしゃいますけど、離島の町村役場、それから社会福祉協議会、ここと連携することがすごく大事でございますので、そこで職員に向けて制度説明を行ったり、連携を強化するというのをこれまで実施をしてきていると。そういったと

ころで、離島における生活困窮者の自立支援につな  
げているというところでございます。

**○照屋大河委員** 午前中からあるようにコロナの影  
響で生活が困窮してしまう状況というのは非常に大  
きかったと思います。

コロナが5類に移行して、経済は回復基調だとい  
うことですが、ここまで生活が厳しくなった人た  
ちが、今年度からすぐに生活が上向き豊かになる  
というのかな、その立て直しにつながるというの  
はなかなか厳しいのかなというふうに思っています。

ここで示した課題は、4年度に示される課題が、  
今年度で実感としてその課題をクリアして、厳し  
い環境にある人たちへの支援がしっかり届いてい  
るような状況にあるのかどうかという点について  
は、どんな状態でしょうか。

**○金村禎和保護・援護課長** 委員御指摘のよう  
に、コロナ禍の中で離島に訪問することが難しか  
ったというところがございます。

ただ、先ほどお話ししたように、関係機関と連  
携するところがすごく大事な事業ではあるん  
ですが、そのためには関係機関の皆様が制度を理  
解してもらい、その理念とか、制度の仕組みを理  
解してもらいというところがすごく大事で、町村  
役場の職員も入れ替わったりします。定期的に説  
明会等は行っていたんですが、コロナ禍の中で訪  
問できなかつたりとか、そういったことができな  
かつたりというところがございます。

今年度は多良間村などに訪問して、役場の職員  
に対しても制度を説明したり、また社会福祉協  
議会の職員等にも説明をして、理解していただ  
いて、そこから本島内にある支援機関につない  
でいただくという取組をしているところです。こ  
ういったところをちょっと強化していきたいとい  
うふうに考えております。

**○照屋大河委員** コロナという特別な状況、行  
ったり来たりというか、それができなかつたとい  
う点について、そういう理由があつたんだなとい  
うふうに思います。

執行率が83.6%ということで少し気になりま  
したが、事業自体が離島等にあつて制限されたの  
かなというふうに受け止めます。これからまた、  
大変大切な事業だと思いますので、しっかり取  
り組んでいただきたいと思いますが、この事業の  
効果、課題の(2)のところに、複合的な課題  
を抱え、制度のはざまに陥りがちな生活困窮者  
というふうに示されていますが、まさに複合的、  
様々な課題を一手に背負ってし

まうというような状況があるというふうに思う  
んですが、そういったところは細かく判断とい  
うのかな、その地域ごとにも違ってくるだろ  
うし、東京や沖縄、地方とも違ってくるだろ  
うし、そういった点の課題の検証とい  
うか、そういったところも生活困窮の理由  
というところで、皆さんはしっかり把握し  
ながら進めていくことが重要じゃないの  
かなと思いますが、その点はいかが  
ですか。

**○金村禎和保護・援護課長** この制度を  
実施するに当たっては、法に基づいて多  
分主任相談支援員とか、あと相談支  
援員、あと就労支援員という専門  
的な支援員を配置することになって  
おります。そういった方々の中で  
まず相談者のアセスメントを行  
う、それを踏まえてプランを作  
成する、そのプランに基づいて  
必要な支援を実施していく、  
または必要な専門の機関につ  
ないでいくということを行って  
おります。そういった仕組みにも  
ともと制度上なっているとい  
うところがございます。

**○照屋大河委員** 分かりました。

子ども生活福祉部については、以上で  
終わりたいと思います。

次に、教育委員会について  
お願いします。

436ページの県外進学大学生支援  
事業について、お願いします。

事業の効果、課題に対する説明、  
ちょっと詳しい説明をお願いします。

**○大城勇人教育支援課長** 県外進学  
大学生支援事業でございます。

能力があるにもかかわらず、経済  
的な理由で県外難関大学等へ進  
学が困難な生徒を支援し、グ  
ローバル社会において活躍して  
いく人材育成を目的として実  
施しております。

主な認定要件に所得要件があり、  
両親、本人、中学生の4人世帯  
の場合、世帯年収が597万円  
以内となっております。

令和4年度は奨学生90人に対し、  
月額奨学金7万円と、新規採用  
者25人に対し、入学支度金30  
万円以内を給付したところで  
ございます。令和4年度の応募  
総数114名に対し、所得要件を  
満たさないことや、進路変更、  
国の修学支援新制度を利用す  
るなどの理由で83名が選定か  
ら除かれ、最終的に31名の候  
補者から25名を採用して  
おります。

今後の拡大等については、国  
制度において、令和6年度から  
多子世帯や私立大学の理工農  
系への中間所得層まで支援が  
拡大されること、また、令和  
7年度から扶養される子供が  
3人以上の世帯について、

授業料、入学料の無償化が計画されていることから、国の支援制度に係る具体的な内容や支援状況を注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○照屋大河委員** 私も3人いるんだけど、実現できるのか。

給付人数は120人以内というふうに枠が決められているように、資料で見えるんですが。これはもう予算として、そういう方針で進められているということなんですか。

**○大城勇人教育支援課長** 1学年25名を対象に、4学年だけではなく、医師とかそういったところだと4学年で終わらないところもありますので、大体それを勘案して、120名ぐらいだったらいけるかなということで予算措置しております。

**○照屋大河委員** 改めて、事業に対する期待みたいなのを聞かせていただきたいんですが、ちょっとさっき聞き取りにくかったんですが、169人を支援することができたということですが、希望者というんですかね、実際、どういう形で、学校で取りまとめたりするんですか。

**○大城勇人教育支援課長** 事業開始が平成28年度から開始しております、25名ずつ採用しております。

4年制大学で卒業された方も含めると、これまでに169名を採用しております。先ほどお答えしておりますが、ちなみに令和4年度は応募総数が114名いらっしゃいました。このうち、所得要件を満たさないこと、それと大学合格ができなかったり、選考理由となっている大学に合格しなくて、別の大学に行かれたりとか、国の修学支援新制度を利用するなどの理由で83名が選定から除かれて、最終的に31名の候補者となっております。このうち、25名を採用しているというのが令和4年度の状況でございます。

**○照屋大河委員** 国の修学支援新制度とのすみ分けという点については、少し説明をいただけますか。

**○大城勇人教育支援課長** 国と県の奨学金の違いの件でございます。

国の修学支援新制度は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯全ての生徒を対象に、大学や専門学校への進学を支援しております。支給額は、家族構成や世帯年収に応じて3段階となっております。

県の奨学金は、能力を有するが経済的に困難な状況にある者の県外難関大学への進学を支援するもので、毎年25名を支援しております。ちなみに、国は人数制限はございません。

国の支援制度が開始されたことに伴い、令和2年

度から対象者を国の支援の対象とならない中間所得層、世帯年収597万円まで拡大したところでございます。これにより、住民税非課税世帯を含む2段階目までは国の支援が有利となっておりますが、3段階目から世帯年収597万円までの中間所得層については県の支援が有利となっております。

一方、国では令和6年度から県同様に中間所得層まで対象範囲を拡大し、その対象者を多子世帯や私立大学の理工農系の学生としております。詳細の内容は今後発表されることから、具体的な内容や支援状況を注視し、適切な支援ができるよう努めてまいりたいと思います。

**○照屋大河委員** 今頃はちょうどね、進学に向けた正念場の時期だと思いますが、ここに示されるように、能力があるにもかかわらずという、経済的な理由で諦めさせてはいけないというような大変重要な事業だと思いますので、ぜひここも力を尽くして頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

**○末松文信委員長** それでは、次に、比嘉京子委員。

**○比嘉京子委員** 教育のほうから質問させていただきます。

ちょうど今、私も主要施策の成果のところ、大河委員と同じところを聞こうというふうに皆様に提出してあるので、その5番目のほうから質問をさせていただきますと思います。

他の奨学金と併用というのは可能なのかどうかというのが一つですが、いかがでしょうか。

**○大城勇人教育支援課長** これは県の奨学金を利用する場合ということでございますと、国の奨学金との併用はできません。

**○比嘉京子委員** 国の奨学金というのはどういうものを指しているのでしょうか。

**○大城勇人教育支援課長** お答えいたします。

すみません、先ほど県の同じ奨学金ということで、お話しさせていただいたところなんですが、国の貸与型の奨学金については併用可能となっております。

**○比嘉京子委員** もう一つは、小学校と言ってもいいのかしら、やっぱり子供達に周知をしていくということがまだまだ足りていないのかなど。高校に入って、3年になってというよりも、できたら小中のときに、家計が苦しくても夢はかなえられるんだよという、そういう制度があるんだよということを義務教育の先生方にも周知をして、子供たちに声かけができる、中学校でもですね。頑張っていけるよと、そういう道が開かれているよと。相談に来る子供た

ちを見ていたら、全く知らないんですよ、そういう制度があることが。しかも高校になってから分かるよりは、早くから分かっていたほうが準備ができるし、目標が持てる。そういうことが、なかなか周知されていないのかなというふうに思うんですが、義務教育の先生方との情報の共有と、それから、そういう意識づけというのはどんな形でなされているのでしょうか。

**○大城勇人教育支援課長** 義務教育段階における大学進学への支援制度の周知というのは、教育支援課のほうでは今のところ行っておりませんが、我々の周知の内容としては、まず、学校の授業料に係る就学支援金、それと授業料以外に係る奨学のための給付金、それとバス通学に係るバス通学費無償化の事業の周知、それと大体今頃なんですけど、G I G Aスクール端末に係る支援がありますよというのをお伝えしています。

なお、先ほどの事業、就学支援金、奨学のための給付金、バス通学費支援に関しましては、中学生の進路が決まる前、中学校3年の夏あたりに各市町村を通して周知をさせていただいているところです。

**○比嘉京子委員** 要望として、もちろん全員にではなくても、もっと先生方の意識の中にあること、そういう思いを持っている子供たちに、早い時期に伝わっていくことが大事かなと思っております。

それと、こういう奨学金制度は非常に重要だと思うんですけども、今後拡充するお考えはどうなんでしょうか。

**○大城勇人教育支援課長** 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、今後の拡充につきましては、国のほうで、令和6年度から多子世帯や私立大学の理工農系の間所得層まで支援が拡大されること、また、令和7年度からは、扶養される子供が3人以上の世帯について授業料、入学料の無償化が計画されていること、国の支援制度に係る具体的な内容や支援状況を注視しながら、研究してまいりたいと思っています。

**○比嘉京子委員** 分かりました。

じゃ、本県における少人数学級の実績と決算、そして課題について伺います。

**○池原勝利学校人事課長** お答えします。

県教育委員会におきましては、小学校一、二年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施しているところでございます。

少人数学級の効果につきましては、学習技術の定着や児童生徒一人一人のきめ細かな指導の充実等を

図ることができること、また、一人一人に目が行き届くようになり、問題行動を未然に把握できる等の効果があるものと考えております。

一方、課題につきましては、教室の確保及び教員の確保が課題となっていると考えております。

以上です。

**○比嘉京子委員** ありがとうございます。

文科省が令和3年度からですかね、令和7年度の5年間に向けて35人学級を実施するというふうに発表されていると思うんですが、令和7年を見越し、沖縄県は国の動きを見据えて、例えば35人と出したときに、30人以下にする考えがあるかどうか伺います。

**○池原勝利学校人事課長** 委員おっしゃるとおり、まず、国においては、小学校においてですが、令和3年度から令和7年度にかけて35人学級を実施し、令和4年度については、小学校3年までやっていると認識しております。それを踏まえまして、今後拡充ということでございますが、まず、先ほど申し上げました課題の中にありますが、教室の確保がまず重要になりますし、また、議員御承知のとおり、教員の未配置とか、教員の確保が非常に大きな課題と認識しております。それらの課題の解消もございまずので、まずは現在の少人数学級を実施していきながら、検討していく必要があるかと考えております。

**○比嘉京子委員** これは教育の確保についても大きなステップになるだろうと思うんですね。ですから、どっちが先かという話になるようなところがあるかもしれませんが、今やっぱり教室の問題、ハードの問題、ソフトの問題があると思うんですけども、私はこれ保育問題も同じで、いわゆる働く現場が解消されていくことで人が集まってくるというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思います。教育長、いかがでしょうか。

**○半嶺満教育長** 少人数学級の意義については、今人事課長からもありましたとおり、やはり一人一人の生徒たちに教員がしっかりときめ細かな指導をしていく、目の届く指導をしていくということでは、できるだけお一人の先生が見る子供たちが少ない状況のほうが非常に効果的であり、この少人数学級は大きな意義があるというふうに考えているところであります。今、やはり大きな課題は、教員不足がございまずので、委員の御指摘のとおり、どちらが先かという御指摘もございまずので、我々もその辺も総合的に勘案しながら、一つ一つ課題の改善をして、少人数学級ができる状況等も踏まえながら、しっか

り推進することを検討していきたいというふうに考えております。

○比嘉京子委員 ちょっと質問が前後してしまいましたけど、決算、少人数学級に使っている沖縄県の予算についてお聞きしたつもりでしたが抜けておりました。お幾らでしたでしょうか。

○池原勝利学校人事課長 大変失礼しました。

少人数学級実施に係る令和4年度の額の推計でございますが、約26億4000万円と推計しております。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

ぜひ沖縄県、国が5人だけカットするというのも41年ぶりという、甚だ後進国ぶりを発揮しているわけなんですけれども、沖縄県が率先してやっていて、教員が集まってくるような環境づくりをぜひお願いしたいし、教室に関しては、私は真ん中にパーティションをつけてもいいんじゃないかと。新たに何かをつくるのではなくても、人数が少なければ、それぞれが成り立っていくんじゃないかとさえ思っております。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

では、2番目の中学卒業時の進路未決定者はどれぐらいになっているのかどうか、直近の数年の推移について伺います。

○宮城肇義務教育課長 お答えいたします。

本県の進路未決定者の人数は令和5年3月の卒業生で233名で、進路未決定率は1.5%となっております。令和4年3月卒業生は210名で1.3%、令和3年3月卒業生は211名で1.3%、令和2年3月卒業生は233名で1.4%、平成31年3月卒業生は273名で1.7%となっております。

直近5年間を見ても、進路未決定率は全国と比較して、平成31年3月の卒業生はプラス1.1ポイントでしたが、令和5年3月卒業生はプラス0.7ポイントと、改善傾向にあります。全国との比較においてはまだ高い状況にあります。

以上です。

○比嘉京子委員 その方たちの手当てはどのようになっているのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 令和4年度で、子ども若者相談プラザs o r a eにつなぐような形で、生徒の保護者から同意を得て、その情報をs o r a eさんへ提供しているというのが、今県のやっていることです。

○比嘉京子委員 s o r a eの実績はどのようになっているのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 お答えします。

令和4年3月卒業生は24名で、令和5年3月卒業

生は19名となっております。

○比嘉京子委員 やはり未決定者の数からすると、様々なニーズがあるんだろうと思うんですけども、なかなか受皿づくりになっていないのかなというふうに思うんですが、何か所あるのでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

子ども若者みらい相談プラザs o r a eにつきましては、現在2か所ございまして、まず、那覇に1か所、それから、名護に令和3年4月から北部圏域を対象としたs o r a eなごという形で1か所追加で設置して、現在2か所で運営しているところでございます。

○比嘉京子委員 この現状と実績を見ていると、実感としてどうなんでしょうか。もっとそれを増やすような必要性についてはどうお考えでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 s o r a eに限らず、市町村においてそういった困難を抱える子供、若者からの相談を受け付けるような窓口を増やすべきではないかという御趣旨だと思いますが、今現在でいきますと、そういった窓口、子供・若者からの相談内容は非常に多岐にわたっています。そういったものを全般に相談できる窓口というのが、市町村段階で設置できているのが石垣市と沖縄市の2市のみとなっております。委員おっしゃるとおり、我々もそういった、より近くでそういった相談できるというようなところは、利用者にとっても安心につながりますし、利便性の向上等にもつながりますので、そういった検討というのはしていかないといけないかなというふうに思っています。s o r a eなはとか、なごでは、アウトリーチでの支援とかもちろんやっておりますし、宮古、八重山において出張相談会とか、そういった取組もやっているところなんですけれども、やはり遠隔地においては、地域で完結できるような相談体制、支援体制を構築することがより求められているかと思っておりますし、それが課題だというふうにも認識しております。

このため、県としましては、市町村段階で子供若者支援協議会、そういったものの設置を促していく、そういった取組を今後検討していきたいというふうに考えております。

○比嘉京子委員 ちょうど今日、教育と福祉がいらっしゃるので、先ほど進路未決定者が何名いるのかという質問をしたわけでした、そこから今のところにつながっていくわけです、受皿として、相談窓口が。そういうことと関連しているの、そういう質問をしているわけなんですけれども、やっぱり私はこれ

はずっと沖縄県の大きな課題だろうというふうに考えています。高校進学なのかどうなのか、しっかりと自立の道につなげていくということが沖縄県のような問題にストップをかけていく予防線だと思えます。そういうところで、もう少しそのほうに目を向けていくということが必要ではないかなというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、最後は幼児教育センターの現在の市町村の設置状況、幼児教育担当者の設置状況について伺います。

○宮城肇義務教育課長 お答えします。

令和2年度より県の幼児教育センターの役割を担う幼児教育班が設置されて、現在市町村幼児教育支援事業によって市町村への研修支援と、幼児教育施設への園の訪問等を支援しております。

研修支援においては令和5年度は園長、施設長を対象とした計画研修を全市町村で実施しました。要領指針に基づく保育についての理解が浸透し、幼児教育の質の向上に対する意識の高まりが見られています。また、園訪問支援には、市町村のアドバイザーや担当者が同行し、幼児教育の質の向上について同じ方向性を共有し、お互いのスキルアップを図っております。さらに市町村への支援として、市町村の教育委員会と保育主管部局及び市町村同士の連携強化のため市町村幼児教育担当者連絡協議会を年3回に増やしました。

幼児教育に関する好事例や国の研修内容の共有、市町村の体制整備についての班別協議等を通して、市町村担当者の資質向上を図っております。

令和6年度からは、幼児教育アドバイザースキルアップ研修会を実施し、市町村のさらなる自立を目指していきます。

市町村における幼児教育センターの設置状況については、現在6自治体ということになっております。

○比嘉京子委員 幼児教育の担当者が置かれているというのが6ということなんでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 センター設置は先ほどの6自治体ありますけど、幼児教育の専任指導主事が13市町村で、幼児教育アドバイザー等の配置も13市町村ということになっております。

○比嘉京子委員 今、多分にアドバイザーは3人いらしたかとは思いますが、その方たちがフルに活動しているという理解でよろしいんでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 先ほど申しましたとおり、3名の県のアドバイザーが園の訪問、あるいは市町

村の研修等に参加して、いろいろ支援をしているというところでフルに活動しているという認識です。

○比嘉京子委員 すみません、もう時間がないので、次、子ども生活福祉部に行きたいと思えます。

1 番目の質問は、一応、後で伺いたいと思えます。

2 番目の保育士確保に関わる事業の総額、4年度の総額と決算は幾らでしょうか。

○下地努子育て支援課長 令和4年度における保育士確保に係る当初予算の総額は約11億3100万円、決算額は10億3400万円となっております。

○比嘉京子委員 確保の実績等はいかがでしょうか。

○下地努子育て支援課長 事業実績につきましては、保育士修学資金貸付け等の保育士の育成に関する事業で727人、県外保育士誘致支援等の保育士の確保に関する事業で627人、正規職員雇用支援等は保育士の定着や負担軽減を図る事業で1235人が支援されております。

○比嘉京子委員 保育現場でなかなか保育士確保が非常に困難だということが、今現状だと思いますけれども、有料の職業紹介事業に頼ることがかなり増えてきているように実感しておりますけれども、皆さんは実態把握をされているんでしょうか。

○下地努子育て支援課長 令和4年度に保育士に対して実施しましたアンケートについて、就職するに際して利用した情報源を尋ねたところ、回答数1348人のうち、知人からの紹介が38%で最も多く、施設で直接応募が19%、ハローワークが15%などとなっております。人材紹介会社は約2%、27人となっております。

○比嘉京子委員 いろいろ、保育士、我々がこれだけお金をかけているわけなんですけれども、なかなか保育士確保が困難になっているという現状があるということをぜひ御理解をいただきたいと思えます。

それに引換え、定着率等も今後調べていく必要があるのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○下地努子育て支援課長 保育士の定着率につきましては、厚生労働省が実施しています——本県における保育士につきましては、令和4年度賃金構造基本統計調査によりますと、平均勤続年数は6.2年となっているところでありますけれども、これはいわゆる標本調査でありまして、しっかりした調査がないものですから、ちょっと全体的な像はありませんが、現在6.2年という形で確認しております。確保と並行する形で定着を図ることが保育士不足の解決につながると思えますので、さらなる定着促進策を進めて

いきたいと思います。今後、実際の定着人数も調査できるかどうかについて検討してまいりたいと思います。

**○比嘉京子委員** 主要施策の成果に関する報告書の100ページ、多様な子育て支援というところですけども、中でも(4)、(6)、(7)、(8)、そこについて質疑をしたいんですが、特に(6)、(7)、(8)ですけども、非常に重要な施策だと考えています。

それにつきまして、まず、内容についての説明をお願いします。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** お答えします。

主要施策成果報告書の(6)、(7)、(8)の事業内容ということで、それぞれ概要について御説明いたします。

まず(6)の子育て短期支援事業につきましては、この3事業いずれも市町村が主体となる事業となっております。市町村事業となっております。その上で(6)子育て短期支援事業に関しましては、児童の養育が一時的に困難となった御家庭に対して、その児童を児童養護施設ですとか、母子生活支援施設、乳児院、あるいは里親等において、一定期間療育・保護を行う事業となっております。昼間、短期入所を援助するショートステイというような事業等と夜間の養護を支援するトワイライトステイというような、2つの事業を実施しているところでございます。

それから(7)の乳児家庭全戸訪問事業につきましては、これも市町村事業なんですけれども、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師、あるいは助産師、看護師、母子保健推進員等が訪問をし、不安や悩みを聞いて、あるいは子育て支援に関する情報提供、支援がより必要な家庭に対しては、次の(8)の養育支援訪問事業につなげる、そういった取組をしている事業となっております。

そして、(8)の養育支援訪問事業に関しましては、より子育てに対して不安や孤立感を抱いている家庭、それから様々な原因で養育支援が必要となっているような家庭に対して、保健師、助産師、看護師等が養育に関する相談を行ったり、子育て経験者のヘルパーさんが育児、家事の援助、そういったものを行う事業となっております。

**○比嘉京子委員** この中でも7番目の家庭訪問ですけども、これはどれぐらいの割合、実施されているんでしょうか。4か月児の。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** 実施市町村数ですが、主要成果報告書には29市町村と書いており

ますが、こちらは国の子ども子育て支援交付金を活用して実施している市町村数となっております。それ以外にも市町村単独で事業を実施しているところがございます。全41市町村が現在実施しているところでございます。ちなみに訪問家庭数は、令和4年度で1万1538戸に対して訪問しており、訪問率としては89.9%を達成しているところでございます。

**○比嘉京子委員** 89%、これをできるだけ100に近づけるということ、漏れがないことが非常に必要なかなというのが1つと、もう一つは、包括支援センターから声をかけられ、母子手帳をもらうときに、子育て出産の状況を調査されていると思うんですね。そのときに非常に問題を抱えているんじゃないかと思うようなところも、1回限りではなく、重点的にしっかりと回るようにしていただければと思います。いかがでしょうか。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** 訪問率が89.9%ということで、100%になっていない理由としては、例えば先ほどの(8)は養育支援訪問事業につないでいて、既にそちらのほうで支援を実施している家庭があったりとか、あとはどうしても、御家庭によっては同意が得られない、訪問してほしくない、拒絶されているというような場合もあると聞いております。それと、例えば本土出身の方とか離島出身の方で里帰り出産を行うとかで、4か月以上里帰りしているような場合は、ここの訪問の対象とはならないため、訪問率は100%にならないというようなことは確認できておりますが、やはり委員おっしゃるように、子育て世代包括支援センター等とも連携しながら、同じ市町村事業でございますので、そういったところに働きかけていき、漏れなく支援が行き届くような形で、我々県としても市町村と連携していきたいと思っております。

**○比嘉京子委員** ありがとうございます。

子育て支援事業は非常に重要かと思っておりますので、今後とも充実をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

**○末松文信委員長** 喜友名智子委員。

**○喜友名智子委員** お疲れさまです。

私のほうは、子ども生活福祉部のほうからお尋ねいたします。

令和4年度もまだコロナ禍が続いている時期でしたけれども、前年度の令和3年度と比較して、子ども生活福祉部の予算の傾向の変化についてお尋ねいたします。



○大石優子福祉政策課長 お答えいたします。

令和4年度の子ども生活福祉部の決算につきましては、子供の貧困であるとか子供支援、高齢障害者福祉、生活困窮者等の支援等にも取り組みながら、前年度から引き続きコロナ対策関連事業を実施したほか、エネルギー価格上昇等に伴う物価高騰対策関連事業を新たに実施しております。

令和4年度の一般会計の決算額ですけれども、1095億428万108円で、令和3年度決算額1232億2472万3697円と比較しまして、137億2044万3589円、率にしまして11.1%の減となっております。

減となった主な事業につきましては、生活福祉資金貸付事業で、対前年度で約260億円の減となった一方、増額となった主な事業といたしまして、子どもの貧困対策推進基金積立事業で約58億円、安心子ども基金事業で約9億円の増となったところであります。

以上でございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

次は、個別事業について、主要施策の中からお尋ねいたします。

まず、65ページ、女性活躍推進事業、これ新規ですね。復帰50周年事業として行われたものと理解しておりますけれども、概要をまず教えてください。

○島津典子女性力・平和推進課長 お答えいたします。

女性活躍推進事業ですが、第6次沖縄県男女共同参画計画のスタート及び復帰50周年を記念し、沖縄県における女性活躍及び男女共同参画のさらなる推進に係る普及啓発を行うためのシンポジウムを開催したところです。

○喜友名智子委員 私もこのシンポジウムに参加させていただきました。参加って、出るほうじゃなくて見るほうですね。

開催までの間に、当初、県外の女性よりも県内の女性の歩みをもっと振り返ることに主眼を置くべきではないかという御意見をいろいろなところから聞いておりました。いろいろと工夫をされて、主催はしたと思いますけれども、今後、このような大きなイベントをまたやるときには、そういった声もぜひ聞いていただきたいなと思います。イベントでは、来場者のアンケートなども取ったと思いますけれども、どのような反応、感想があったのでしょうか。

○島津典子女性力・平和推進課長 来場者等アンケートでは、多様なフィールド、分野で活躍されている登壇者の方々のそれぞれのお立場や経験などに

根差した多様な意見を聞くことができたという声や、ジェンダー平等を実現することは、男性にとっても、女性にとっても幸福なことだという言葉に勇気もらったなどと肯定的な御意見を多数頂戴しました。

改善を求めるものとしましては、やはり男性や、より多くの方々に聞いてもらえるよう広報をもっと頑張っただけという御意見をいただいているところです。

○喜友名智子委員 女性活躍は、従来の男女共同参画推進のまだ延長であると思っています。これに加えて、今の若い世代にはやはりジェンダー平等という言葉が浸透しているようにも日々会話をして感じるんですね。やっぱり男女共同参画の推進とジェンダー平等というのは同じ方向性であっても、やっぱりジェンダー平等を強調する方たちからは、どうしても女性ばかり優遇してというような少しラジカルにも思える議論が出てきています。

ただ、当分は2つの分野が並行してやはり進められて、収束していく段階が今だと思いますので、ぜひこの分野については、沖縄県が引き続き他府県のモデルになるような取組を期待いたします。

次が68ページ、戦没者遺骨収集等事業費ですね。

昭和47年度からの継続事業になっており、かなり長い年月で続けられている事業です。執行率が99.6%とほぼ予算どおりの執行となっています。過去の予算額について、幾らだったか確認させてください。

○金村禎和保護・援護課長 お答えいたします。

遺骨収集の取組につきましては、平成23年度に沖縄県遺骨収集情報センターというのを設置したのですが、その前の年の予算から説明をいたしますと、平成22年度が325万円、センターが設置された平成23年度が1179万8000円、平成24年度が1600万円余り、平成25年度も1600万円余り、平成26年、27年度、28年度も1600万円余り、すみません、少し飛ばして、平成30年度に2000万円台になりまして、令和4年度が2768万9000円となっております。

○喜友名智子委員 この予算がどのように使われているのか、ボランティア団体への委託が大きいのかなと思っていますが、内容をお聞かせください。

○金村禎和保護・援護課長 予算の内訳としましては、遺骨収集情報センターの活動に係る委託料が、令和4年度で2532万1000円、ボランティア等への補助金が200万円、その他旅費、需用費、役務費等となっております。

○喜友名智子委員 これ全て国の予算で行われています。

当然、戦後処理の問題ですので国の責任で行うべきものであると思います。県の予算が今大体2600万円から2700万円規模であるのに対して、国全体での遺骨収集事業予算は幾らぐらいの規模になっているのでしょうか。

○金村禎和保護・援護課長 令和4年度で申し上げますと、国全体の予算額が26億3000万円余りとなっております。

○喜友名智子委員 令和5年度の数字ありますか、当初予算で。

○金村禎和保護・援護課長 令和5年度も、令和4年度と同程度になっております。

○喜友名智子委員 国の予算の中では、沖縄県の遺骨収集の事業の予算がまだまだ割合が少ないんじゃないかなというふうに思います。

この国の予算、大半が硫黄島の遺骨収容の予算に充てられていると思います。もっと沖縄で使うべきではないかと私は考えていますけれども、この県分の遺骨収集、収容の予算額がどのように決まっているのか、この年間2600万、2700万円ぐらいの予算が決まるまでのプロセスを教えてください。

○金村禎和保護・援護課長 国の予算の計上の仕方というのは、少し具体的に承知をしていないんですが、戦没者遺骨収集推進法がございまして、その下で基本的な計画が策定をされております。集中実施期間というのがございますので、その期間内で収集するというので進められているということで、それに基づいて予算措置がされているのかなと考えております。

○喜友名智子委員 沖縄では南部土砂の問題で県民の世論の関心が高いように、まだ戦没者遺骨の調査、収容が足りないと思うんですね。

県のほうからもっと国のほうに声を上げていくべきではないかと思います。県のほうでこれまで国に働きかけた実績等々があれば教えてください。

○金村禎和保護・援護課長 予算について直接要請をしたということは今把握している限りではないんですが、昨年1月に旧海軍司令部壕と、それから、伊江島の埋没壕について、もうこれは国で直接遺骨の収集と調査をやってほしいと要請は行ったところでございます。

県の予算につきましては、これまで国と連携をして取り組んできておりますので、これまでの県内における遺骨収集の状況ですとか、あと、未収骨の情報というのがありますので、その状況とかですね、あと、毎年意見交換等も行ってございますので、それ

を踏まえて沖縄県の予算が措置をされているのかなとは考えているところです。

○喜友名智子委員 県の、令和5年1月31日の厚生労働大臣への要請書を拝見しました。こういった要請のほかにも民間のボランティアで行っている遺骨収容の活動、まだ多いと思いますので、ぜひ情報は積極的に国のほうに共有をして、予算をもっと増やしてくれるように要望いたします。

次が105ページ、ひとり親家庭の生活支援事業です。

こちら執行率が89.2%となっております。残り10%で支援世帯数、もっと増やせるんじゃないのかなと思いますけれども、この執行率の現状についてお聞かせください。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

ひとり親家庭生活支援事業ですが、いわゆるゆいはあと事業と申しまして、ひとり親家庭が地域の中で自立して生活を営むことができるようにすることを目的に民間アパートを活用した生活支援、あるいは就労支援、子育て支援、附帯事業として子供への学習支援、そういった総合的な支援を行っている事業となっております。

県内において、今県の事業では北部・中部・南部と3拠点に支援を実施し、事業を展開しているところなんですけれども、令和4年度に関しましては計画をしていた世帯数が60世帯に対しまして、実績としては延べ66世帯を支援しているということで、計画については達成している状況です。

不用額が発生している要因としましては、1年間、通年を通じて支援が必要な御家庭が出たときにその支援を決定する、委員会を開いて決定をしていくというスキームで進めているんですけれども、その決定が年度途中、年度後半以降に支援決定が多かった。そういったところで、必然的にアパートの借り上げの予算が少しかつ済んだとか、そういったところで不用額が出ているというところでございます。

支援を希望される世帯に対してはこの委託先のほうでしっかりと調査、あるいは面談等を繰り返し、総合的な支援が必要というように判断された場合は全ての世帯に対して支援を実施したところでございますので、支援をお断りしたとか、そういったことはない状況でございます。

○喜友名智子委員 当初の支援予定世帯数よりも多くの世帯数を支援した実績であるという数字を確認できて安心しております。引き続き面談等々で丁寧な対応を行っている支援団体とぜひ協力して支援を続けていただけるようお願いいたします。令和13年

度という少し先の期間まで続けられる事業ですので、地域からも毎年このゆいはあととは継続してほしいという声は上がってきています。令和13年度までしっかり続けていただくようお願いをいたします。

次が107ページ、ひとり親家庭の自立支援継続事業ですけれども、このうちですね、ひとり親家庭、それから低所得子育て家庭日常生活支援事業についてお尋ねいたします。

こちららひとり親の家庭の皆さんとお話し会、意見交換会をすると、非常にニーズが高いヘルパー派遣事業なんですけど、執行率が65.7%と、やはり低い理由が気になります。

こちらの説明をお願いいたします。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** この事業は委員もおっしゃったとおり、例えば修学だったり、疾病など、そういった様々な理由で生活援助だったり、保育サービスが必要となった御家庭に家庭生活支援員、いわゆるヘルパーを派遣する、あるいはそのヘルパーさんの居宅で子供のお世話をする、そういった事業になっております。

派遣日数は年間通じて原則24日以内というようなことで、市町村が窓口になっていまして、そこにヘルパーが必要だということで登録した世帯に関しては、その後委託先に派遣の調整をし派遣をいただくという、そういう形でやっております。

そして、この対象となる世帯なんですけれども、まず最初にひとり親家庭を対象にした事業として、平成17年からスタートをし、そして、低所得世帯まで拡充するということが、令和4年度から低所得世帯まで拡充をしております。事業全体としては執行率が65.7%ということで不用が生じているんですけども、その理由としましては、ひとり親のほうは通年ですと事業を継続してきましたので執行率は97.2%ほどで、ほぼ満額近くは執行できているんですけども、低所得子育て家庭のほうですね、令和4年度からの事業開始ということで、当初、本島全域を対象として公募をかけたわけなんですけれども少し応募していただけるような団体が見つからず、改めて再公募ということで北部圏域と中南部圏域に分けて、事業を実施したという経緯がございます。そのため、事業開始が8月以降になってしまい不用額が生じたというような形で、新しく4年度から開始した低所得の世帯を対象としたヘルパー派遣のほうで、少し不用額が生じたということがございます。

**○喜友名智子委員** ひとり親家庭のほうは長年続け

ている事業ですので、面談を繰り返して、恐らく日頃から顔なじみの方たちで、家庭の様子もよく分かっているという運営をしていると思います。

低所得子育て家庭のほうは、まだ手探りで委託先が続いているのではないかなと思いますけれども、次年度以降はどういうふうにして、この委託先を決定していく予定ですか。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** 先ほどの答弁で、令和4年度は北部圏域と中南部圏域に分けて実施したと申し上げました。

この北部と中南部というような形で今年度、令和5年度もそのような形で実施はしているところです。

できれば、本島全域というようなことで当初スタートしたわけなんですけれども、それぞれの団体でそれぞれの地域の支援を必要とする御家庭というのは把握できてきていると思いますので、それぞれの団体とも意見交換をしながら、一番大事なのは、必要とする世帯にいつでもヘルパーを派遣できるような状態に持って行くということだと思いますので、本島全域に限らず、北部と中南部で滞りなく事業が実施できるようでしたら、引き続き年度当初から確実に事業を実施できるように努めてまいりたいと考えております。

**○喜友名智子委員** やはりケア産業というか、これ普通は、多分家庭の中で無償労働で吸収されている部分なんですよ。それが厳しいところへの派遣ということで、やはりその対象外の世帯からはどうしても批判の声というのも出がちな事業です。しかし、やはり支援が必要だという事業だと思いますので、自信を持って続けていっていただきたい事業だと思っています。

子ども生活福祉部は以上ですね。

次は、教育委員会のほうに行きます。

こちらのほうの令和3年度と令和4年度の予算の使い方、予算の傾向、どういった変化があったのかという全体像からお尋ねをいたします。

**○諸見友重総務課長** 教育委員会の令和4年度の決算額は、約1663億516万円となっております。

これは前年度の決算額と比較いたしますと、額にして15億6307万円、率にして0.9%の減となっております。また、執行率は0.3ポイント増の95.8%となっております。

決算額が減少した理由としては、令和4年4月に開校した那覇みらい支援学校の設置に係る関連工事費の減によるものであります。決算額、執行率ともに前年度並みというふうと考えております。

ただ、個別の事業で申しますと、例えば海外研修等の事業におきまして、令和3年度はオンライン等を活用した代替研修となっておりますけれども、令和4年度においては全部ではございませんが、現地への派遣を行うことができたなどの変化を見ることができました。

以上であります。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

あとは、ちょっと個別の事業について3つほどお尋ねいたします。

最初は418ページ、琉球王国公文書等の編集刊行及びデジタル化事業のほうです。

目的の中に琉球史の教育への利活用とあります。効果として、県内外の学校、大学、図書館などに配付提供とあります。この県内外の学校というところ、どこに配付提供したのか、確認させてください。

**○瑞慶覧勝利文化財課長** お答えします。

県内では、公立、私立の小学校229校、中学校が143校、高等学校が65校、特別支援学校が17校、ほかに公立図書館・資料館、大学附属図書館など県庁各機関を含むところへ配付いたしております。

また、県内では国立国会図書館ほか、主な公立図書館、大学附属図書館・資料館、国外の研究機関等へ配付したところです。

以上です。

**○喜友名智子委員** 今のお話ですと、小中学校にも配付をしているという理解でいいんですかね。

**○瑞慶覧勝利文化財課長** そのとおりです。

**○喜友名智子委員** 歴代宝案はかなり専門的な内容なので、小中学校に配付して——どういう中身のかなというの個人的にすごく気になるところなんですけれども、まずは配付をするというところにも意義があるのだと理解をいたしました。

この事業の課題として、最後の3行目ですね、新たなコンテンツの開発とあります。

琉球時代の歴史、沖縄の歴史については、小中学生の教育向けコンテンツ、非常に重要だと思っております。文教厚生委員会の陳情でも、琉球沖縄史、もっと小中学校からきちんとした課程で取り上げるように、陳情も上がっております。ぜひこの事業の一つのコンテンツとして活用できるんじゃないかと思っておりますけれども、今後の取組についてお伺いいたします。

**○瑞慶覧勝利文化財課長** お答えします。

歴代宝案は、琉球国の1424年から444年間の中国、朝鮮、東南アジア等の外交文書等の集まりとなって

いるところです。

委員おっしゃるとおり、やはりその中に専門的な用語があったりとか、それを取り巻く時代背景の中で切り取ったような外交資料というところで、なかなかそれ単体では理解が厳しいところとなっております。

そこで高校生以上を対象として、今後この時代背景等を加える形でより分かりやすく、歴代宝案概説というところで令和7年度刊行予定で今動いているところです。

あと、学校向けに微々たるものではあります、我々としてはまずコンテンツを提供していきたいというところで、令和4年度より歴代宝案を用いたデジタル教材を小学生対象2件、高校生対象1件、今後徐々に追加しながら、各種教員の研修会等において、こういった使い方ができればというところでちょっとアプローチはしていきたいと考えているところです。

以上です。

**○喜友名智子委員** もう配付しているので、ぜひ活用するために外部の先生方も御活用を要望いたします。

次にですね、ちょっとページが進みますが435ページ、バスの通学費の支援事業です。

執行率が90.2%で、こちら10%ほど残があります。

これをですね、通学距離の遠い生徒さんから順番に支給するという運用の仕方はできないでしょうか。

**○大城勇人教育支援課長** 当該事業は低所得世帯向けの事業として実施しております、当該所得要件に合致をすれば、遠距離等についても対応が可能となっております。

一方で、令和5年度から遠距離通学等で通学する生徒に対しても、中間所得層まで広げて1万5000円を超える場合には、その差額を補助するという利用も今年度から始めているところでございます。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

**○末松文信委員長** それでは、仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員** よろしくお願います。

僕の質疑は1点なんですけれども、説明資料を踏まえながらということなんです、あえてこじつければ439ページかなと思っております。

聞きたいのは、子供たちをどう育てるかというのが僕のテーマなんですけれども、そこで学校、そして家庭、地域と連携しながら子供たちを育てていくんだというような行政、大きなテーマを持っていらっ

しゃると思うんですけれども、その中で、学校は学校、それから家庭はもちろん家庭で子供たちを育てていくんですけれども、そこに地域がどう関わってきて、取り組んできたのかなと。

この439ページは放課後の内容なのかなと思っているんですが、それと440ページの(3)で、家庭教育支援事業として6市町村において行ってきたと。(2)は、放課後子供教室を推進してきましたよというような内容でありますのでこの辺のところはよく分かります。

皆さんの課題の中にはいつも、この学校、家庭、地域と連携をしますが、地域とはやはり人間関係が希薄になっている現代において、非常に課題が大きいのというような締め方というのでしょうかね、まとめ方をされているものですから、その課題について、今年度どういったその事業を課題克服のために取り組んでこられたのか。一つ地域ぐるみで子供たちを育てるといようなテーマで、取り組んでこられたことを、ぜひお聞かせいただきたいと思うんですが。

**○米須薫子生涯学習振興課長** お答えいたします。

県教育委員会では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える様々な活動を推進するために、学校・家庭・地域の連携協力推進事業を展開しております。

令和4年度は、24市町村が本事業を活用して、学校支援や登下校の見守り、また三線教室やしまくとうば教室など地域の協力を得ながら、子供たちの安全・安心な居場所づくり等に取り組んでまいりました。

また、県PTA連合会や県青少年育成県民会議等の社会教育関係団体と連携して、家庭及び地域の絆づくりとして、各地域において、大人と子供と一緒に清掃活動等を行う、クリーン・グリーン・グレイシャス運動を推進してまいりました。

県教育委員会としましては、引き続き学校、家庭、地域が連携協働し、一体となって子供を育てる体制づくりの構築に取り組むとともに、社会教育関係団体とも連携し、子供を中心とした世代間の交流と青少年の健全育成に取り組んでまいります。

**○仲宗根悟委員** ありがとうございます。

よく理解できましたが、それで地域やそれから関係団体との連携というふうに、実質のお仕事っていいんでしょうか、皆さんは物事を考えて予算をつけて、こういった施策が的確なんではないかということ、市町村や、市町村自治会ですとか、あるいはそれを

取り巻く隣組の皆さんとかとやってきていると思うんですね。

そこから地域の皆さんを通して、いろんな課題が上がってきていると思うんですよね。そして県の皆さんがその課題の中から、今後どういうふうにつながっていくというのがあったのでしょうか。また、あったとしたらそういうふうな事例をぜひお聞かせいただけないですか。

**○米須薫子生涯学習振興課長** 委員のおっしゃるとおりですね、沖縄県におきましても、やっぱり地域の交流や人間関係の希薄化など進んでいる地域もありますが、特にコロナ禍においてさらにこういったことが進んでいるところでもございましたので、今年度は県教育委員会といたしましても市町村が実施したりなどして、より地域の課題解決に向けて、聞き取りなどを行ったところでございます。

徐々に、子供たちと大人が一緒になって地域で行う行事なども、盛んに行われてきているということもありましたので、引き続き地域の子は地域で守り育てる機運を高めて、青少年の健全育成に資する全県的な運動として、展開していきたいというふうに考えております。

**○仲宗根悟委員** 人間関係が希薄化しているという捉え方なんですけど、アパートでも隣にどういふ方が住んでいるのかよく分からないというようなことで、希薄と言っているのか。昔みたいに、教育隣組の機能がなくなって、それぞれが塾ですとか個人個人の活動が増えているから、希薄化というふうに皆さん捉えているのか、この希薄化というのはどういふ捉え方をされているのか、少し教えていただけないですか。

**○半嶺満教育長** 我々も田舎で育ったものでありますけれども、田舎に行くと今でもやはり地域の行事であったり、そういった様々な、あるいは公民館の団体等で、子供たちを地域で一緒に様々な行事を通して育てていくというふうな、まだまだそういう流れがあると思います。やはりそういった、地域でしっかりと子供を育てていくというふうな組織的なつながり——今言われているのはやっぱり核家族化とよく言われますけれども、それぞれ家族単位での様々な活動が中心になることによって、地域と地域が結びついて、子供たちをそういういろんな組織的な行事を通して、活動を通して育てていこうというふうな動きがやはり少なくなってきていると。やはり我々希薄化というのは、そういったことを一つの状況として捉えているところでございます。

○仲宗根悟委員 個人的などいいでしょうか、私が抱えている希薄化というのは本当にあるのかな、そんなに深刻な課題として挙げないといけないテーマなのかなというふうに思っているんですね。

先ほど課長の説明の中にありました、世代間の交流ですとか、あるいは清掃活動を通じていろんな団体が増えて連携を取りながら、子供たちからお年寄りの皆さんまで交流できる場というのが、幾つもあるんだというようなお話なんですよ。そこで、やっぱり私たちも先輩方からいろんなことを吸収して教えていただきました。それで、1つ事例を挙げますと私たちの地域の中でも、私は25歳の青年のときに、初めて自分たちの島の伝統芸能の一つである踊りを教えていただいたんです。それが四十何年ぶりに復活しましたというような話なんですよ、四十何年ぶりに復活する伝統芸能なものですから、一番長老といたらもう80歳、90歳近くのおじいさんが来る、中堅が来る、そして青年たち、それから婦人も見に来るといった形でどういった内容が始まるんだろうと、練習が約5か月ぐらいありましたから、祭りに向けてですね。そういった形で、世代間交流というのは、そういうものなのかなというのがあの頃に実感をしました。これを見ている中学生ですとか高校生たちが、イーカー、ワッターガシワドゥヤッサーというような形をこう抱くんだと思うんですよ。それが世代間交流で、やっぱりウリヤ希薄化ウレーアランとも思ったりもしたものですから、それでお尋ねしたんですが、地域としては清掃か——いろんな活動を通して、世代間交流が今盛んに行われているんじゃないのかなという気がするんですよ。捨てたものじゃないなというのが幾つも見受けられて、そういう事例をぜひ上げていただいて、課題としての希薄化って、本当に希薄化しているんだろうかなと、心寂しくなるようなテーマしかないものですからね。温まって、本当の勇気が出て僕らも参加しようというようなテーマに切り替えるぐらいの、こういうのがありましたというのを堂々と成果の報告の中にも示していったらいいのかなというふうに思うんですが、ぜひその辺も考えていただいて、頑張っていたきたいなというふうに思いました。

終わり。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 よろしくお願ひします。

最初に、子ども生活福祉部の主要施策の83ページですけれども、先ほども質問がございましたけれども、かぶらないように質疑をしたいと思ひます。

これ非常に重要な、支援事業だというふうに私も思っているんです。

コロナ禍のこともあって、本当に生活に困窮して支援を必要としている皆さん方が増えております。それで先ほどこの事業の中身は、お聞きいたしましたけれども、皆さん方が非常に困ったときにすぐ支援に行けるところ、相談に行けるところ、そこが非常に大事だと思うんですよ。先ほどのお話ですと相談窓口が北部、中部、南部に2か所、市には設置されているということなんでしょうか。また、全ての市町村に相談窓口の設置が必要なんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金村禎和保護・援護課長 お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業につきましては、生活困窮者自立支援法に基づいて実施されることになっておりますが、その窓口となる相談支援機関については、福祉事務所を設置している自治体というふうになっておりまして、それは沖縄県と市となるというところがございます。それに基づいて先ほど説明した沖縄県で4か所と、11の市で設置をされているというところがございます。

そのほか、その支援とか住居確保給付金の受付業務等はできないんですが、相談のみを対応する窓口として、久米島町と北谷町と読谷村、それから恩納村に窓口が設置をされているという状況です。

○玉城ノブ子委員 分かりました。

市では、福祉部署が対応するというふうなことになるんですね。

ただ、やっぱり必要としている皆さん方にどう支援をつなげていくかということが、このような事業の場合は大変大事なんじゃないかというふうに思うんです。ですから、こういう支援事業がありますよということを県民に周知する、これ非常に大事だと思いますので、その取組もぜひやっていただきたいというふうに思いますがどうでしょうか。

○金村禎和保護・援護課長 委員御指摘のような生活困窮者に必要な支援を届けるためにも、制度の周知強化というところが大変重要であるというふうには認識しております。

県としましては、関係機関と連携した周知ですとか、県のホームページ、あと広報誌、広報番組の活用、それから制度周知用チラシの町村各世帯、全ての世帯に届くようにしております。これらを実施して支援が適切な人に届くように、取り組んでいるところでございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、よろしくお願ひします。

とにかく、生活に困窮している所帯というのは増えております。昨日もその相談を受けたばかりですので、みんなにこういう事業があるんですよという周知をぜひよろしくお願いしたいと思っております。

沖縄県子ども・若者総合相談センターにおいて、ニートやひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供、若者からの様々な相談に応じるということとありますけれども、これについて、今ニートやひきこもり、不登校が増えているということは聞いておりますけれども、現状はどういうふうになっておりますでしょうか。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** この事業につきましては、子ども・若者みらい相談プラザ s o r a e を設置しまして、困難を有する子供、若者、その保護者などからの様々な相談に応じると、そしてその相談内容によって関係機関を紹介したり、その他必要な情報の提供、助言を行うという事業になっております。

s o r a e の現状の相談件数の中で、不登校、ニート、ひきこもりといった相談内容が今大きな3つということで挙げさせていただいているんですけども、ちなみに令和4年度の全体の相談者数が957名、これは那覇市と名護市の合計になっております。そして相談件数が延べになりますが、全体で4811件となっております。そのうち、不登校に係る相談というのが285名、これ相談者の全体の42.2%が不登校関係の相談となっております。同様にニートに係る相談が58名、8.6%。ひきこもりに関する相談が51名、7.6%とそのような状況になっております。

**○玉城ノブ子委員** そういう支援の内容について、具体的にはどのような効果を上げているんでしょうか。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** お答えします。

令和4年度内において、何らかの改善が図られたケースということで集計をしております。こちらが累計で319件ありました。

改善が図られた項目の内訳としましては、例えば就労関係で41件、これは単純に就職をしたのに限らず、就職の前の段階、就業訓練とか、そういったところに通い始めたとか、そういった就労に向けて前向きな動きがあったものについて幅広く捉えております。こちらが41件、そして就学関係、こちらで復学なり就学に向けて動き出したとか、幅広く捉えておまして44件、それからメンタルヘルス不調の解消等が40件、生活環境の改善等が110件、そういった内訳となっております。

**○玉城ノブ子委員** そういう皆さん方への支援の拡充が必要なんじゃないかなと思います。

そういう効果をつくり上げているのであれば、すぐに相談できる体制が身近にあることが非常に重要じゃないかと思っておりますので、そういう意味では、支援体制をもっと拡充していくことが必要じゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** 委員おっしゃるとおり、身近なところでそういった相談窓口があるというのは、困難を抱える若者にとっては非常に有効というか、必要な施策であるというふうに認識しております。

s o r a e に関しては、現在那覇市と名護市に2か所設置しているんですけども、それ以外に遠隔地ですね、離島等も含めてそういった支援をどのように拡充していくかというところが、やはり課題となっております。

宮古、八重山につきましては、出張相談等で対応はできているんですけども、やはり遠隔地の中で、その地域で完結できるような支援体制を構築していくということが、一つ求められているんじゃないかなというふうに考えております。

県としましては、地域の中で相談体制が完結、あるいはその地域の中で困っている若者をしっかりと市町村等が把握をし、支援につなげていくというそういう体制の構築が必要だと思っておりますので、まず、なかなか今設置が進んでないんですけども、子ども・若者支援地域協議会という市町村のほうで設置をし、その中で福祉に限らず、教育、医療、そういった関係者が集まるような場が設置できるようになっておりますので、その設置を市町村のほうにはしっかり働きかけてまいりたいというふうに考えております。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ私も身近でそういうひきこもりで悩んでらっしゃるお母さんの相談を受けたこともありますので、やっぱりそういうときに身近にすぐ相談できる場所が必要だなとそういうふうに思いましたので、各市町村とも連携を取って、全ての市町村で支援にすぐ応じることができるような、そういう体制づくりにぜひ取り組んでいただきたいということを要望して、次に移ります。

次、111ページの、ヤングケアラーの問題についての質問も少しありましたけれども、ヤングケアラー等寄り添い支援事業の目的とこれまでの取組、その効果について、お伺いしたいと思います。

**○寺本美幸子ども未来政策課長** お答えいたします。

ヤングケアラー等寄り添い支援事業は、困難を抱える子供や家庭を訪問して支援を行うことと併せまして、子どもの居場所や貧困対策支援員など、既存の支援体制を補完する仕組みとして、どのような支援や体制が必要とされているかを把握するためのモデル事業として開始したものでございます。

支援対象者の中には、行政に対する拒否感を持っている方々もおりまして、支援対象者との関係構築やつなぎ直しなどが課題として見えてきたというところでございます。こういった環境構築の観点から、このモデル事業の中ではきっかけづくりとしての食支援、また、外部の委託事業者を活用した相談支援の有効性などが確認されたというところでございます。

ヤングケアラーを含む困難を抱える子供や家庭への支援については、本来、住民と身近に接している市町村において行われることが望ましいと考えておりまして、市町村において取組を展開できるよう、このモデル事業を通して得られた支援ノウハウや支援の在り方などを市町村と今後共有してまいりたいというふうに考えております。

**○玉城ノブ子委員** ヤングケアラー全体の問題についてもちょっと質疑をしたいんですけども、ヤングケアラーについては、年度内に検討委員会を立ち上げたいというふうに聞いておりますけれども、この検討委員会の内容は、具体的にはどういうふうになっていくんでしょうか。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** 午前中にも答弁しましたが、令和4年度に調査を実施し、ヤングケアラーが相当数いるということを深く受け止めております。

そのため、支援に当たっては、やはり複数の関係機関が協働・連携して取り組む必要があるということで、そういった連携でもって支援を要するヤングケアラーを適切に支援につなげていくと、そういったことを目的にこのヤングケアラー支援に関する検討委員会というものを昨年の11月ですね、令和5年11月に立ち上げたところでございます。

この委員会では、メンバーとしまして計7名、委員に委嘱しておりまして、まず、ヤングケアラーだった当事者の方ですとか、大学教授、それから、スクールソーシャルワーカーの方とか、あと、教育庁との連携も必要なので教育委員会の統括監と、子ども生活福祉部の統括監も入った上で、7名で運営をしているところです。

今後の予定としましては、年度内にヤングケアラー

支援推進方針を取りまとめる予定としておりまして、そのためにこのような委員の方々から様々な支援、つなげる支援、それから発見する、周知を図っていく、そういったカテゴリズをしながら、それぞれについて様々な意見を伺って、年度内にこういった方針を立てていきたいというふうに今、作業を進めているところでございます。

**○玉城ノブ子委員** 支援方針はまだ取りまとまってはいないわけですね。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** 委員会自体は12月に第1回を開催しまして、また1月末頃に第2回目を開催する予定でございます。

1回目のときに——すみません、訂正させていただきます。

第1回検討委員会を11月28日ですね、先ほど12月と申し上げたんですけども、11月28日に開催しまして、第2回を今月末に開催する予定でございます。

その中で、我々事務局として推進方針の案を提示しまして、様々な意見を今頂戴しているところでございますので、その意見に対する回答を、1月末に実施する第2回で委員の方々にお示しをし、さらなる意見等を頂戴した上で年度内に策定をしていきたいと、そんなスケジュールで取り組んでいるところでございます。

**○玉城ノブ子委員** 分かりました。

ヤングケアラーの問題については、国においても法整備が検討されているということを知っておりますけれども、これについて皆さん方、その内容を御存じでしょうか。

**○井上満男青少年・子ども家庭課長** お答えします。

国で、ヤングケアラーにつきましては、今現在具体的に法律なりで定義が示されているかということかちっとした定義が示されていないという状況でございまして、そういったところから今回、国のほうで議論が進み、しっかりと法律にヤングケアラーの定義ですとか、支援を標準化するための取組ですとか、そういったものを打ち込んでいこうというような議論が進んでいるというふうに——我々もまだ細かい内容については伺ってはいないところなんですけれども、そういった議論が進んでいるというところで、今報道で出ているレベルと同じような感じで承知しているところです。

具体的には、子ども・若者育成支援推進法ですね、こちらは子供だけでなく若者に関しても支援の範囲になってくる法律になってくるんですけども、そちらの中でヤングケアラーは、子供から若者にか



けても、ケアラーの状態が引き続き継続するだろうという議論があったようで、この法律のほうで打ち込むことが検討されているように聞いております。それから、その支援の対象が若者にまで広げるといふことで、18歳以上まで広く含まれるといふようなことで、そういった法改正なりの議論が進んでいるといふふうに承知しているところでございます。

○玉城ノブ子委員 分かりました。

ヤングケアラー問題については具体的に取組も進めていますので、頑張ってくださいと思います。

これで子ども生活福祉部は終わって、教育委員会に移りたいと思います。

教育委員会の主要施策の426ページ。

不登校傾向や中途退学が懸念される生徒への就学継続支援を行うための就学継続支援員の配置についてですけれども、この事業の実施内容と成果についてお伺いしたいと思います。

○崎間恒哉県立学校教育課長 就学継続支援員配置事業につきましては、不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く在籍し、支援を必要とする県立高等学校へ就学継続支援員を派遣し、校内外における生徒の支援及び支援体制の構築を行う、これは委託事業といふようになっております。

成果としましては、不登校が懸念される生徒へ面談等を実施した結果、81%の生徒が就学について改善し、学校における教育相談の充実が図られたといふ報告がございまして。

○玉城ノブ子委員 この就学支援員は全ての学校に配置しているということなんでしょうか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 令和4年度の配置校につきましては、37校、44課程、それから高等学校生徒就学支援センターへ配置しております。

○玉城ノブ子委員 具体的にそういう支援に対する成果というのが上がっておりますので、全ての学校に支援員を配置して、子供たちへの支援がぜひできるようにしていただきたいといふことを、そこは要望しておきたいと思っております。

次に、427ページのスクールカウンセラーですけれども、このスクールカウンセラーも、不登校やいじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るための配置ということになっておりますけれども、スクールカウンセラーの現在の状況、事業内容と成果についてお伺いいたします。

○崎間恒哉県立学校教育課長 スクールカウンセラーの配置につきましては、現在全ての高校に配置しているところであります。

○玉城ノブ子委員 スクールカウンセラーは全部正規職員で配置をしているということになっておりますでしょうか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 スクールカウンセラーは、会計年度任用職員としての配置となっております。

○玉城ノブ子委員 可能な限り、やっぱりそういう重要な相談を受けて対応する支援員ですので、正規の職員としてね、各学校にしっかりと配置をするといふことが必要だといふふうに要望をしておきたいと思っております。

あと、434ページの、これは不登校児童生徒の学習機会を確保するための事業になっておりますけれども、不登校児童生徒の現状といふのは、具体的には今どういう状況になっているんでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 公立小中学校の不登校児童生徒の現状をお話しします。

令和4年度は小学校2552人、中学校は3143人、計5695人となっております。

○玉城ノブ子委員 この校内自立支援室事業について支援内容と、今後の課題についてちょっとお聞かせください。

○宮城肇義務教育課長 校内自立支援室事業の内容、先ほどから申しておりますけど、本事業は学校内の空き教室を活用して不登校児童生徒への学習支援を市町村教育委員会と連携して取り組んでいる状態です。

令和4年度に関しましては12市町村、36校で本事業を実施しており、登校復帰につながるなどの成果が出ております。

課題としましては、全国と一緒ですけど、不登校児童生徒が増加傾向にあるといふところで、本事業を実施している市町村あるいは学校等の拡充につなげていって、ぜひとも対応していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 不登校の児童が増加傾向にあるといふふうに私も聞いておりますけれども、その原因についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 不登校の理由については多様な原因、要因があるといふところで、特に全国で出ている傾向ですけど、小学校、中学校では、無気力、不安といふことがまず第1番目に挙げられていて、2番目には生活リズムの乱れとか、遊び・非行、そして、親子の関わり、これは小学校です。

中学校では、いじめを除いた友人関係、そこがトッ

プスリーといいますかね、3つ挙げられているという状況です。

**○玉城ノブ子委員** 不登校の児童生徒が増えているということについては、多くの皆さん方からも懸念の声が上がっているということがありますので、そういう子供たちにやっぱり寄り添う支援体制の拡充が必要になるんじゃないかなと思います。そういう意味では、ぜひ支援の中身の拡充についても、今後きちっと取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** ただいま申しましたとおり、校内自立支援室事業、この効果については、令和4年度からのスタートではありますけれど、かなり効果を上げています。支援を受けた子供たちの47%が復帰につながるという状況で、全国と比較しても2倍程度高い状況です。ですから、これを、先ほど申しましたけれど、各市町村含めて、学校ですね、拡張しながら、子供たちにしっかりと寄り添って支援していければいいかなと思っていますので、次年度も拡大した形で事業を展開していきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ積極的な推進をお願いいたします。

次、435ページのバス通学費等支援事業ですけれども、このバス支援事業については多くの皆さん方から非常に良かったということで、多くの高い評価を受けておりますけれども、その支援の対象者を拡大してほしいということが、多くの皆さん方からの要望として上がっております。

現状はどういうふうになっていますでしょうか。

**○大城勇人教育支援課長** バス・モノレール通学費の無料化事業の現状ということでございます。

本事業は、家庭や経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる教育環境の整備を図ることを目的に、低所得世帯の中高校生等を対象に、自宅等から学校等までのバス・モノレール利用の無料化を行うもので、令和2年10月から高校生を対象に開始しました。

令和3年度に通学区域が全県域となっている中学校に通う生徒、令和4年度に、在籍校が指導要録上で出席扱いとする通所区域の定めがないフリースクールに通学する中高生まで対象を拡充しました。

今年度は本事業に参画していない事業所等へ参画を打診したところ、2自治体から要望があり、令和5年9月には中城村の護佐丸バスが、令和6年2月からは南城市のNバスが利用できることとなっております。

ります。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ、バス通学費等支援事業は支援を必要としている皆さん方がやっぱりたくさんいらっしゃると思いますので、その皆さん方の要望に応えることができるように、ぜひよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

**○宮城肇義務教育課長** 申し訳ありません。

先ほど玉城ノブ子委員への回答ですね、復帰率47%とお答えしましたけど、45%の間違いでしたので訂正いたします。

よろしく申し上げます。

**○末松文信委員長** 玉城ノブ子委員の質疑は終わりました。

それでは次に、瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** ユタサルグトゥ、ウニゲーサビーン。よろしく申し上げます。

まず、子ども生活福祉部からお願いします。

成果の報告書でいうと、ページ73、74にかけて、「平和への思い」発信・交流・継承事業についてですが、これについての事業内容や効果、課題等について、まず伺います。

**○島津典子女性力・平和推進課長** お答えいたします。

「平和への思い」発信・交流・継承事業は、アジアにおける戦争体験等を有する地域の若者と沖縄の若者が平和について共に学び、交流することを通して、アジア太平洋地域の安定と平和に関する理解を深めることを目的として、実施しております。

効果でございますけれども、令和4年度におきましては、カンボジア、韓国、台湾、ベトナムはオンライン参加で、広島、長崎、沖縄は沖縄の会場にて、対面にて7地域の学生35名が参加し、5日間の共同学習を実施しております。

共同学習を通して、沖縄戦や他国の歴史についての理解が深まり、国を超えて同年代の仲間たちが交流し、絆を深められたことが成果であるというふうに考えております。

**○瀬長美佐雄委員** とてもいい取組だと思います。

それで参加者の感想で、今回課題のところにも、若者に平和を求める動きが広がっていくような工夫や改善が必要だという認識のようですが、参加者のほうからの感想及び意見とかあれば紹介していただきたいと思います。

**○島津典子女性力・平和推進課長** 沖縄県の参加者の中には、この「平和への思い」事業に参加して、自分の中にあつた平和学習の考え方が大きく変わ

ました。ここで受けた刺激があつという間、1年という時がたっても、平和に関する活動を続けるための原動力となっていますという言葉や、また、韓国から参加した学生は、授業では異なる地域から参加した友人たちから意見を聞くことができ、平和や歴史について、新しい観点で、もう一度考えることができる時間でした。平和を広めるために、周りに興味を持ち、自分ができることを探すきっかけになりましたというような声が寄せられています。

過去の参加者が集まるような機会を設けて、参加から現在までの活動状況、課題となっている点などを報告、共有することで、今後この本事業のさらなる発展につながっていくのではないかとこのように考えております。

**○瀬長美佐雄委員** 参加国の拡大であるとか、あと、沖縄にはJICAがあるので、アジア諸国からの参加者がJICAに——活用の在り方は、もっと拡充できるのではないかと思うのですが、それについて伺います。

**○島津典子女性力・平和推進課長** 県では、これまでJICA沖縄さんと連携した事業を展開しているところです。

まず、県内高校生を対象とした国際平和ワークショップをJICAのほうと共催で開催をしましたり、去る11月にはJICA草の根技術協力事業を活用した、カンボジアでの平和博物館の人材育成などの事業がスタートしたところです。対象地域については、沖縄県と同様に、悲惨な戦争体験などを持ち、その記憶と平和構築に取り組むアジア地域としているところであります。

平和を希求する沖縄の心を発信していくために、引き続きこのようなJICAの知見でありますとか、どのような方策でとか、対象地域につきましても、研究してまいりたいというふうに考えています。

**○瀬長美佐雄委員** 続きまして、90ページ、91ページにかけてですが、認可外保育施設への支援について。

幾つか項目がありますが、新すこやか保育事業と認可化移行支援事業についての、これも事業内容や効果、課題について伺います。

**○下地努子育て支援課長** 県では一括交付金を活用し、平成24年度から新すこやか保育事業において、認可外保育施設の入所児童に対する給食費や健康診断費、調理員の検便費、賠償責任保険料に対する支援を実施しております。

事業の成果としましては、平成24年度から令和4年

度までの間、県内の認可外保育施設の延べ3148施設が本事業を活用しており、入所児童の処遇の向上と保育の質の向上が図られたと考えております。

続きまして、認可化移行支援事業につきましても、認可外保育施設が認可保育所等へ移行することを促進するため、運営費の補助や施設改善に必要な費用の一部を補助する事業となっております。

認可外保育施設の認可化の実績につきましては、平成24年度から令和4年度までの11年間で92施設が認可保育所へと移行し、5585人の保育定員を確保したところです。

**○瀬長美佐雄委員** ありがとうございます。

この認可園と認可外という点で言うと、今、園児数の割合、何対何か伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

**○下地努子育て支援課長** 令和5年4月1日現在におきまして、保育所等、いわゆる認可園につきましては、5万9638人、認可外保育施設においては、7502人が入所している状況となっております。

**○瀬長美佐雄委員** 引き続き認可外支援が必要だと思しますので、頑張ってくださいたいと。

続きまして、93ページ、保育所等の整備の状況についてなんですけど、先ほど待機児童数は411と明らかになりましたが、待機児童を解消した自治体単位でいうとどんな状況になっているのか伺います。

**○下地努子育て支援課長** 令和5年4月1日時点の待機児童数は、411人となっております。

待機児童のいる市町村は24市町村、ゼロの市町村が17市町村となっており、そのうち、新たに待機児童を解消したのは、2村となっております。

**○瀬長美佐雄委員** それで、待機児童の解消の見通し、計画、今年度幾ら定数を増やして、今年の4月、5月にはどうなるという見通しでしょうか。

**○下地努子育て支援課長** 施設の整備等につきましては、ほぼ完了している状況でございます。保育士の確保が、待機児童解消のネックとなっておりますので、保育士さんの定着を図るため、現場のニーズを踏まえた保育補助者の配置や業務負担の軽減など、働きやすい環境を整備して、保育士の仕事や職場の魅力を高め、人材の確保につなげる環境づくりに取り組んでいるところです。こうした取組を一層推進することにより、早期の待機児童解消に努めてまいります。

**○瀬長美佐雄委員** 事業の効果、課題のところに、こども家庭庁に移行するという記述があるので、ここに対するもう少し具体的な説明をいただけますか。

○**下地努子育て支援課長** 93ページの下のほうの表現ですが、これまで県が予算計上しています認定こども園施設整備交付金と、市町村の直接補助事業である保育所等整備交付金という形の2つの補助金で整備を進めてきたところが課題となっております、それをこども家庭庁が発足したことにより、就学前教育・保育施設整備交付金という形で一本化されて、補助の仕組みが簡素化されたという状況となっております。

○**瀬長美佐雄委員** ちょっと確認なんですけど、いわゆる認定こども園と従来の公立保育所という形だと思えますが、統合するというので、どこかに一本化するのか、それとも同じような形で事業としては進めるということなのか、そこら辺が分かるのであれば教えていただきたいと思えます。

○**下地努子育て支援課長** 従前文科省、厚労省だったところが、こども家庭庁のほうに一本化されるという形になります。一本化されて、補助執行が簡素化されるという効果が生まれることになっております。

○**末松文信委員長** 休憩いたします。  
(休憩中に、瀬長委員が質問内容を再度説明した。)

○**末松文信委員長** 再開いたします。  
下地努子育て支援課長。

○**下地努子育て支援課長** 従前より認定こども園、保育所はそれぞれ別の制度という形になっておりまして、補助金制度は統合されるんですけど、従前のおり、こども園であったり、保育所であったりという形のほうでの運営になってまいります。

○**瀬長美佐雄委員** 次に移ります。  
102ページ、放課後児童クラブの支援についてなのですが、先ほどの待機、入所できない、登録できないという児童数が増えているということになっているようで、施設整備の計画を拡大すべきなのかなと思うのですが、例えば今年度どれぐらい施設を増やす、入所者をどれぐらいまで持って行くという、今後の計画との関わりをお願いします。

○**下地努子育て支援課長** 令和5年5月1日時点における県内の放課後児童クラブ数は605か所となっております、第2期黄金っ子応援プランで掲げる令和5年度のクラブ整備計画目標値である581か所を上回っているものの、利用ニーズの高まりにより、受皿の確保が追いついてない状況となっております。

県としましては、放課後児童クラブ支援強化事業で新設の整備促進や、教育委員会と連携して学校の

空き教室を活用したクラブの拡充に取り組むこととしております。

○**瀬長美佐雄委員** 放課後児童クラブ支援ということで、賃借料への支援補助が始まったのかなと思えます。それについて県独自の支援事業の活用状況を併せて伺いたいと思えます。

○**下地努子育て支援課長** 賃借料につきましては、事業実施して、昨年度の83施設から、今年度は109施設、26施設増加しているところであります。

○**瀬長美佐雄委員** その中で、県独自の家賃補助制度がつくられたかと思うんですが、それについてお願いします。

○**下地努子育て支援課長** ただいま申し上げました109施設と申しますのが、県独自で実施している数となっております。

○**瀬長美佐雄委員** そうなると、いわゆる国の制度による家賃補助もあろうかと思えます。それでは、どれぐらいの施設が利用している、今言う109というのは、どのぐらいの割合になるかということをお願いいたします。

○**下地努子育て支援課長** 従前、国のほうで実施しています家賃補助についてですね、クラブ数をカウントしたものはないんですけど、放課後健全育成事業という形のほうで家賃補助でありますとか、支援員に対する運営費の補助でありますとか、そういう補助を実施している施設としましては、令和4年度で584クラブとなっております。

○**瀬長美佐雄委員** 聞きたかったのは、学童クラブに対する支援、あれこれメニューがあることも分かります。沖縄県が独自につくったこの家賃補助制度というのは、従前から、国が始める前からやっている。学童に対する県独自で手当てした事業という点で、やっぱり差別化する必要があるのと、その意義についても、家賃補助を受けなければならないというのは民間、公設で民営としてやっているところもありますし、公的な施設で家賃代は要らないという学童の運営もあると。そこら辺と区別化の上では、きちっと把握してほしいなということで質問いたしました。もし、資料でそういったのがあれば後で頂きたい。

続きまして、121ページ、老人福祉施設の整備の状況について、当初予算と決算額に差があると。その理由について伺います。

○**安里克也高齢者福祉介護課長** 令和4年度における特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備につきましては、当初予算額9億9630万7000円、これに

対し決算額は5億3850万4000円で、差額、4億5780万3000円となっております。

この差額の主な内訳であります。令和5年度への繰越額が3億2975万2000円、減額補正によるものが1億303万4000円、不用額が2599万9000円となっております。

この令和5年度に繰越した主な理由であります。特別養護老人ホームの改築に当たりまして、開発許可申請に時間を要したことと、また、認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービス事業所の整備に当たり、天候の影響により工期が遅れたことなどが挙げられます。

減額補正の主な理由であります。認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービス事業所の整備に当たり、事業者の応募がなかったこと、関係機関との調整に時間を要し、整備計画を見直したことなどがあります。

不用額の主な理由であります。入札により執行残額が生じたことなどによるものであります。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 入所待ちの状況がどうなっているのか。

整備計画としては今年度、次年度以降の施設整備についてはどのような計画なのか伺います。

**○安里克也高齢者福祉介護課長** 令和5年4月1日現在、特別養護老人ホームの入所の必要性が高い待機者は826名となっております。

県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年度から令和5年度までに特別養護老人ホームなど1289床の定員増を計画しており、令和4年度末現在、331床の整備を行ったところであります。

令和5年度におきましては、360床の整備を見込んでおり、引き続き市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

令和6年度以降につきましては、第9期高齢者保健福祉計画を策定いたしまして、それに基づいて整備を進めていくこととしております。

以上であります。

**○瀬長美佐雄委員** 続きまして、移ります。

沖縄県差別のない社会づくり条例が制定され、その準備の取組があった年度だと思っております。制定までの取組、どういうふうに努めたのかをお願いします。

**○島津典子女性力・平和推進課長** お答えいたします。

県では条例制定に向け、令和4年度は有識者等か

らの意見聴取であったり、県外自治体の条例の取組状況調査、県内市町村への実態調査、条例骨子案に対するパブリックコメントなどを行ってまいりました。

これらの取組により、様々な人権課題に応じた施策を講じ、社会全体で不当な差別の解消を推進するための包括的な条例として、令和5年3月に沖縄県差別のない社会づくり条例を制定したところです。

**○瀬長美佐雄委員** 県レベルでこの条例を、これに類するのは何件ぐらいあるのか、確認です。

**○島津典子女性力・平和推進課長** 今、手持ちが令和5年の5月29日時点ではございますけれども、人権全般を対象とする人権尊重に関する条例を制定しているのは、21都道府県となっております。

令和5年に施行されているのは佐賀県、山梨県、沖縄県において、人権に関する条例が制定されているという状況でございます。

**○瀬長美佐雄委員** 現在の取組、運用状況、審議会を設けるとか、相談員を設けるとか、実際それが稼働しているのかどんな状況なのか伺います。

**○島津典子女性力・平和推進課長** 条例の施行に伴いまして、令和5年7月に人権相談窓口を設置し、相談体制の整備を図っております。また、9月には、弁護士や学識経験者から構成される沖縄県差別のない社会づくり審議会を設置し、これまでに2回の審議会を開催したところです。また、人権尊重の理念と条例の趣旨について、広く県民などへ周知啓発を行っており、年度内にはリーフレットの作成、配布などを予定しております。

**○瀬長美佐雄委員** ヘイトがネットの社会で、いまだに大きなバッシングが見られます。それについて、実際に問合せ、何とかしてくれというふうな具体的な県民からの情報があるのかどうか、その対応状況について確認いたします。

**○島津典子女性力・平和推進課長** 令和5年7月に設置しました人権相談窓口には、県民から様々な情報が寄せられておりますが、主なものとしましては、外国人の入居や入店制限に関することなどがありました。

次年度に県民意識・差別の実態調査の実施を予定しておりますので、この人権相談窓口の運用により、本県の差別の実態を把握し、差別の実情を踏まえた取組を行っていきたいというふうに考えております。

**○瀬長美佐雄委員** 教育委員会に移ります。

まず、教職員の病休が多いという状況があり、ぜひ改善すべきだと。

教職員の負担軽減に関する取組がどのように行われてきたのか、効果も。現場の教職員、特に組合幹部の皆さんから沖縄県の今の取組は高く評価されているという声も伺っております。どのような年度だったのか、伺います。

**○池原勝利学校人事課長** まず、教職員の病休の状況について御説明します。

令和4年度における教育職員の病気休職者は381人となっております。そのうち、精神性疾患による病気休職者の数は229名となっております。

参考までに、令和2年度と3年度の比較を申し上げますと、教育職員の病気休職者の数でございますが、389名、398名ということで、横ばい状況でございますが、その一方で、教育職員の精神性疾患の病気休職者の数はそれぞれ188名、199名となっております、精神性疾患による病気休職者の数が増加傾向にあるという状況でございます。

**○上江洲寿働き方改革推進課長** 今、学校人事課長からありました精神性疾患による病気休職者数についてですけれども、沖縄県は依然として全国より高い状況にあって、教職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であると認識しております。

県教育委員会では今年度4月、働き方改革推進課を立ち上げ、県立学校の教職員に対し、保健スタッフの学校訪問による相談対応及び管理職支援の強化や、ICTを活用した教職員の相談窓口を設置するなど、予防・相談・療養・復職支援の取組の充実を今年度図ってきております。

また、市町村立学校につきましては、那覇市と連携した国の調査研究事業において、オンラインによる全教員向けのセルフケア研修や、相談体制の整備など、メンタルヘルス対策の事例の創出や、効果的な取組の研究を現在進めているところでございます。

今後、その成果課題等を踏まえて、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の整備に努めているところです。

そしてまた、先ほど委員から御質問のありました働き方改革の推進について、負担軽減の取組について、県教育委員会ではこの働き方改革推進課を立ち上げて、今年度より重点的な取組を進めているところです。

主な取組の一つとしまして、教職員の支援員の配置等も行っておりますが、県立学校と市町村立学校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、学習支援員、ICT支援員、部活動支援員等の配置を進めており、令和

4年度に総数ですけれども、391名の配置、そして令和5年度はそれより増員しまして483名の配置等を行ってきているところです。

現場の先生方の負担軽減というところでは、こういう支援員の配置等も進めておりますが、今委員の御指摘があった現場の声、そこをしっかりと拾っていきたいというふうに考えておまして、今年度は沖縄県内の全教職員を対象としてアンケートを実施し、また、年度途中で沖縄県公立学校働き方改革推進本部というのを立ち上げ、その中に外部連携部会というところを位置づけて、職員団体とも今年度早速意見交換を実施したところであります。

しかし、まだ沖縄県の状況としましては、月80時間を超える長時間勤務者もおりますので、働き方改革の推進については保護者、地域、また教職員を含めて理解醸成を図り、さらなる実効性のある取組を加速させる必要があると考えております。

以上です。

**○池原勝利学校人事課長** 続きまして、教員の増員の計画でございますが、県教育委員会におきましては、児童生徒数の推移、学級数の増減、定年引上げの影響も踏まえまして、今後の正規率改善に向けた小中学校正規率改善計画を令和5年9月に策定したところでございます。

同計画におきましては、特別選考による採用などを加味し、新規採用者数をこれまでの350名から80名増の430名とし、令和12年度前に、正規率を全国並みの90%へとするよう予定し、実施しているところでございます。

**○瀬長美佐雄委員** 431ページから433ページにかけて、新規の事業として、国際性に富む人材育成事業とうたわれています。その中で、長期留学と短期、オンラインと、この3つについての事業の差別化とございますか、目的、内容、効果について伺います。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** お答えします。

まず、長期海外留学につきましては、世界の多様な地域へ長期海外留学をさせ、国際センターの人材を育成するものとなります。それから、交流先や目的について焦点化した短期海外研修、グローバルリーダー育成海外短期研修事業となっております。それとICTを活用した、海外生徒とオンライン交流を行うアジア高校生オンライン国際交流事業、これを展開しております。

以上、3つの事業になります。

**○瀬長美佐雄委員** 新規の事業というのは、オンラインの交流事業だけで、長期短期はそれぞれ継続な

のか、その確認をさせていただきます。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** ただいま委員がおっしゃったように、新規はアジア高校生オンライン国際交流事業というふうになります。残りは、これまでの事業の継続となります。

**○瀬長美佐雄委員** 英語圏ということで、米国、カナダとオーストラリアとか、英語圏はほかにもあるのかと思います。拡大するという方向性もあるのかないのか、確認です。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** 令和5年度の派遣につきましては、令和元年度に派遣中止、そして途中帰国、そして令和2年、3年、4年と、派遣を中断していたことを踏まえて、令和5年度の派遣先を検討しました。

その際、派遣生の選考時点における新型コロナの影響や海外情勢等を考慮して、米国、カナダの2か国としたところであります。本来、派遣先につきましては、本事業のスケジュール、予算及び派遣生の希望等を踏まえて、委託事業先が有するネットワークの中で、実施可能な国を検討しておりますので、今後また、そういう状況になろうかと思っております。

**○瀬長美佐雄委員** JICAとの連携については、これらの事業で関わりがあるのか、海外の県人会との連携もそうなんですけれども、実際どうなっているのかということで伺いたいんですが。

**○崎間恒哉県立学校教育課長** この国際性に富む人材育成事業においては、JICAと連携した事業はございません。

**○瀬長美佐雄委員** 今、地域外交室の関わりで、海外との関わりを教育委員会、あるいは子ども生活福祉も、商工も含めてされていて、活用できる機関は活用したほうがいいと思っていて、JICAとの関わりをもっと有効に——人材育成の幅が広がるのではないかと思うものですから提案だったんですが、これについてはどう検討されるのか、確認ですがお願いします。

**○東哲宏総務課教育企画室長** お答えいたします。

沖縄県教育委員会とJICA沖縄につきましては、相互の連携強化を図るため、連携協議会というのを設置しまして、年2回定例の協議会を開催しています。その中で児童生徒や教職員に係る国際理解教育の拡充等に向けた、連携事業に関する協議等を行って、様々な取組を実施しております。

令和4年度につきましては、例えばJICAが行っている青年海外協力隊の現職教員特別参加制度とい

うのがございまして、その中で2名の教員を海外に派遣しているほか、県内の児童生徒を対象とした出前講座や、JICA沖縄へ児童生徒が訪問しての学習、教員の初任者研修での講座や教師の海外研修など、いろいろな連携事業を実施しております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 最後に、447ページ、「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業について。移民ルーツ調査の概要についてどのように行われたのか、世界のウチナーンチュ大会との関わりでどうだったのか、確認ですがお願いします。

**○米須薫子生涯学習振興課長** お答えいたします。

移民ルーツ調査の概要としましては、移民一世の氏名などから、渡航先、出身地、生年月日、渡航年月日などの情報を依頼者に提供しております。

移民ルーツの調査件数は令和3年度が61件だったのに対して、令和4年度が513件と拡大の傾向にあります。

これまでは、メールや来館での調査のみでしたが、令和4年度に世界中のどこからでも簡単にアクセスできる、多言語データベースを構築いたしました。

沖縄から初めて海外に渡った、1899年から1944年までの約6万件の渡航記録を基に、渡航先、氏名、年齢、本籍地など旅券発行日などが検索できるようになっております。

また、世界のウチナーンチュ大会との関わりについてですが、県立図書館では、2016年の第6回世界のウチナーンチュ大会において、移民ルーツ調査ブースを設置いたしました。

また、去年行われた第7回世界のウチナーンチュ大会では、大会会場のセルラーパーク那覇と県立図書館の2会場で、渡航記録データベースの紹介及び移民一世ルーツ調査を行い、124件の調査を受け付けたところでございます。

さらに県立図書館では、大会に合わせて、これまで収集した県系移民関連資料を展示し、県系移民の歴史や足跡などを紹介したところでございます。

**○瀬長美佐雄委員** 移民関係のデータベースについて、今後も集約されるという点ではどのぐらいの点数の集約を図ろうという、その計画について伺いたいのと、あと、県人会との関わりで、もっと連携を持てればと思うのですが、その取組についてお願いします。

**○米須薫子生涯学習振興課長** お答えいたします。

2022年7月に公開した沖縄県系移民渡航記録デー

データベースには、先ほど申し上げましたとおり、1899年から1944年までに沖縄から海外に渡航した6万人のデータが集積されております。現在、データベースに約5000人の渡航記録の追加等の作業を行っているところであります。

今後の県人会との連携でございますが、移民資料の収集などを行っていきたいというふうに計画しておりますので、今後とも海外の県人会等との協力を得ながら、移民資料の収集整理などを行っていきたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○下地努子育て支援課長 先ほど、放課後児童クラブの家賃補助件数につきまして答弁させていただいたところですが、訂正させていただきます。

県が独自に一括交付金を活用して家賃補助をしている施設につきましては、令和4年度83施設。

それとはまた別に、放課後児童健全育成事業という形で、国において実施する事業におきましては、232クラブとなっております。

以上、訂正いたします。

○末松文信委員長 以上で、子ども生活福祉部及び教育委員会関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明1月12日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 末 松 文 信